

# 東成瀬村地域防災計画

## 【資料編】

令和5年3月  
東成瀬村防災会議



# 目次

<b>資料編</b> .....	<b>1</b>
<b>第1 防災組織に関する資料</b> .....	<b>3</b>
資料第1-1 東成瀬村防災会議条例.....	3
資料第1-2 東成瀬村防災会議委員名簿.....	5
資料第1-3 東成瀬村災害対策本部条例.....	6
資料第1-4 協力要請一覧表.....	7
<b>第2 情報の収集及び伝達に関する資料</b> .....	<b>8</b>
資料第2-1 気象観測機関並びに雨量水位観測場所.....	8
資料第2-2 近隣市町村への連絡.....	9
資料第2-3 水防活動等の伝達系統図.....	9
資料第2-4 洪水予報の伝達系統図.....	10
資料第2-5 火災発生時の伝達系統図.....	11
資料第2-6 警報伝達表.....	12
資料第2-7 災害に関する信号.....	15
資料第2-8 被害状況報告の様式.....	16
資料第2-9 被害認定基準.....	24
資料第2-10 災害時における放送要請に関する協定.....	27
資料第2-11 災害対策本部を設置又は廃止したときの関係機関への通知.....	29
<b>第3 通信に関する資料</b> .....	<b>30</b>
資料第3-1 東成瀬村防災行政無線施設設置条例.....	30
資料第3-2 東成瀬村防災行政無線局構成図.....	31
資料第3-3 東成瀬村防災情報センター設置条例.....	32
資料第3-4 アマチュア無線局一覧表.....	33
資料第3-5 防災関係機関及び公共的団体等の電話連絡一覧表.....	34
<b>第4 災害援護に関する資料</b> .....	<b>39</b>
資料第4-1 東成瀬村災害弔慰金の支給等に関する条例.....	39
資料第4-2 秋田県災害ボランティア活動支援指針.....	44
資料第4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の「早見表」.....	48
<b>第5 避難、救出に関する資料</b> .....	<b>53</b>
資料第5-1 避難所施設一覧表.....	53
資料第5-2 避難に関する様式.....	55
<b>第6 救急医療に関する資料</b> .....	<b>57</b>
資料第6-1 医療機関一覧表.....	57
資料第6-2 緊急告示医療機関一覧表.....	57
<b>第7 交通輸送に関する資料</b> .....	<b>59</b>
資料第7-1 東成瀬村有車両.....	59
資料第7-2 緊急通行車両の確認事務処理要領.....	60
資料第7-3 第2次緊急輸送路線一覧表.....	67
<b>第8 派遣、応援に関する資料</b> .....	<b>68</b>
資料第8-1 秋田県広域消防相互応援協定書.....	68
資料第8-2 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定.....	73
資料第8-3 災害時における東成瀬村内郵便局、東成瀬村間の協力に関する覚書... ..	77
資料第8-4 秋田県警察消防相互援助協定.....	79
資料第8-5 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書.....	82
資料第8-6 日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱.....	85
資料第8-7 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）.....	88

資料第 8-8	ヘリポートの設置基準.....	89
資料第 8-9	ヘリポートの設置場所.....	91
資料第 8-10	県消防防災航空隊出動要請様式.....	92
資料第 8-11	災害救助法による救助業務の委託契約.....	94
資料第 8-12	両磐地区消防組合消防本部・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部広域消防相互応援協定書.....	99
資料第 8-12	宮城県栗原地域広域行政事務組合・秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合広域消防相互応援協定書.....	101
<b>第 9</b>	<b>雪害予防に関する資料</b> .....	<b>103</b>
資料第 9-1	冬期交通確保除雪事業計画.....	103
資料第 9-2	除雪計画路線一覧表.....	104
資料第 9-3	除雪可能機械保有状況.....	106
<b>第10</b>	<b>災害危険箇所に関する資料</b> .....	<b>107</b>
資料第10-1	がけ崩れ危険箇所.....	107
資料第10-2	地すべり.....	110
資料第10-3	砂防指定地.....	111
資料第10-4	土石流危険溪流箇所.....	113
資料第10-5	山地災害危険地崩壊土砂流出危険地区.....	116
資料第10-6	なだれ.....	120
資料第10-7	雪崩点検要対策箇所一覧.....	121
<b>第11</b>	<b>災害危険区域の災害予防に関する資料</b> .....	<b>124</b>
資料第11-1	災害危険住宅の移転助成制度.....	124
資料第11-2	災害危険住宅の定義.....	127
<b>第12</b>	<b>消防に関する資料</b> .....	<b>130</b>
資料第12-1	警防部組織編成表.....	130
資料第12-2	小型動力ポンプの置き場.....	131
資料第12-3	組合消防組織.....	132
資料第12-4	消防水利施設一覧表.....	133
<b>第13</b>	<b>水防に関する資料</b> .....	<b>139</b>
資料第13-1	重要水防区域.....	139
資料第13-2	雨量観測所.....	139
<b>第14</b>	<b>危険物等に関する資料</b> .....	<b>140</b>
資料第14-1	危険物取扱所及び貯蔵所一覧.....	140
<b>第15</b>	<b>公用負担に関する資料</b> .....	<b>141</b>
資料第15-1	村長等の応急公用負担.....	141
<b>第16</b>	<b>給水・物資調達に関する資料</b> .....	<b>143</b>
資料第16-1	生活必需物資調達先.....	143
資料第16-2	飲料水の採水施設一覧表.....	144
資料第16-3	物資に関する様式.....	145
<b>第17</b>	<b>防疫及び清掃に関する資料</b> .....	<b>148</b>
資料第17-1	医薬品、衛生材料、防疫器材及び薬剤調達先.....	148
資料第17-2	し尿処理場.....	148
資料第17-3	ごみ処理場.....	148
資料第17-4	し尿処理、ごみ処理業者.....	148
資料第17-5	家畜保健衛生所.....	148
<b>第18</b>	<b>遺体の捜索・処理に関する資料</b> .....	<b>149</b>
資料第18-1	斎場.....	149
<b>第19</b>	<b>労務供給に関する資料</b> .....	<b>150</b>

資料第19-1	東成瀬村指定給水装置工事事業者.....	150
資料第19-2	車両、建設機械等の調達先一覧表.....	153
<b>第20</b>	<b>激甚災害指定に関する資料</b> .....	<b>154</b>
資料第20-1	激甚災害指定基準.....	154
資料第20-2	局地激甚災害指定基準.....	157
<b>第21</b>	<b>過去における災害に関する資料</b> .....	<b>159</b>
資料第21-1	災害の発生状況調.....	159



# 資料編





# 第 1 防災組織に関する資料

## 資料第 1 - 1 東成瀬村防災会議条例

制定	昭和 38 年 3 月 12 日	条例第 3 号
改正	昭和 57 年 10 月 1 日	条例第 16 号
	平成 12 年 3 月 24 日	条例第 18 号
	平成 25 年 3 月 15 日	条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、東成瀬防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東成瀬村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 秋田県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 村の教育委員会の教育長
  - (6) 湯沢雄勝広域市町村圏組合の消防長又はその指名する職員及び村の消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は 25 名以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年2月1日から適用する。

附 則(昭和57年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料第 1 - 2 東成瀬村防災会議委員名簿

区分	機関名	職名	T E L
会 長	東成瀬村	村長	0182-47-3401
1号委員	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所	所長	0183-73-3174
	秋田森林管理署 湯沢支署	支署長	0183-73-2164
2号委員	雄勝地域振興局 総務企画部	部長	0183-73-8191
	雄勝地域振興局 福祉環境部	部長	0183-73-6155
	雄勝地域振興局 建設部	部長	0183-73-6164
3号委員	横手警察署増田幹部交番所	所長	0182-45-2011
4号委員	東成瀬村	副村長	0182-47-3401
	東成瀬村総務課	課長	0182-47-3401
	東成瀬村企画課	課長	0182-47-3402
	東成瀬村民生課	課長	0182-47-3403
	東成瀬村農林課	課長	0182-47-3406
	東成瀬村建設課	課長	0182-47-3408
	東成瀬村税務課	課長	0182-47-3410
5号委員	東成瀬村	教育長	0182-47-3415
6号委員	東成瀬村消防団	団長	0182-47-2201
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署東成瀬分署	分署長	0182-47-2189
7号委員	郵便局株式会社 東成瀬郵便局	局長	0182-47-2300
	東日本電信電話株式会社 秋田支店	支店長	018-836-8228
	東北電力ネットワーク株式会社 横手電力センター	所長	0182-32-5697
	羽後交通株式会社 湯沢営業所	所長	0183-73-1153
8号委員	東成瀬村防災指導員	防災指導員	
	田子内地区自主防災会	代表	
	岩井川地区自主防災会	代表	
	椿台地区自主防災会	代表	
	地域の安全安心を守る母の会	会長	

## 資料第 1－3 東成瀬村災害対策本部条例

制定 昭和 38 年 3 月 12 日 条例第 2 号

改正 平成 25 年 3 月 15 日 条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、東成瀬村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料第 1 - 4 協力要請一覧表

災害対策本部		協 力 要 請 先
部	班	
総務部	庶務班	1. 秋田県の機関 2. 他の市町村長 3. 陸上自衛隊秋田駐屯部隊 4. 避難施設管理者 5. 他の部に属さない協力機関
	情報班	1. 各報道機関
	経理班	1. 各金融機関
	調査班	1. NTT東日本(株)秋田支店 2. 東北電力(株)横手営業所 3. 東成瀬郵便局
民生部 (警防部)	民生班	1. 主食及び副食品調達業者 2. 生活必需品調達業者
	衛生医療班	1. 防疫器材、薬品調達業者 2. し尿処理車両所有者 3. じん芥収集業者 4. 医療器材、医薬品調達業者 5. 医療機関及び雄勝中央病院
	警防班	1. 広域消防本部 2. 近隣・隣接市町村消防団 3. 消防団
農林土木部	土木班	1. 土木建築用資材調達業者 2. 土木技術者及び従事者の派遣機関又は業者 3. 森林組合 支所 4. 建築技術者及び従事者の派遣機関又は業者
	輸送班	1. 人員輸送車両調達機関又は業者 2. 車両用燃料その他の油類調達業者 3. 物資輸送車両調達機関又は業者
	給水班	1. 給水器材調達業者 2. 水道施設業者
	農林班	1. 主食調達機関及び調達業者 2. 農薬、肥料、飼料等の調達業者 3. 農業協同組合 支店
	商工班	1. 救助物資所有者
文教部	文教班	1. 秋田県教育委員会 2. 文房具、学校用品等調達業者 3. 応急教育予定施設

## 第2 情報の収集及び伝達に関する資料

### 資料第2-1 気象観測機関並びに雨量水位観測場所

#### 1. 秋田地方気象台所管気象観測所

観測所名	観測種別						所在地	観測所の高さ (m)	風向・風速計の高さ (m)
	雨量	気温	風	日照	積雪	他			
湯沢	○	○	○	○	○		湯沢市金谷字樋ノ口	74	10.0
東成瀬	○						東成瀬村田子内字仙人下	191	
湯の岱	○	○	○	○	○		雄勝町秋の宮字湯ノ岱	335	6.5

#### 2. 秋田県建設部所管雨量観測所

観測所名	観測者	位置	河川名	観測器種類
雄勝建設	雄勝地域振興局建設部	湯沢市千石町二丁目	—	テレメータ
秋の宮	〃	雄勝町秋の宮字水無	役内川	〃
三途川	〃	湯沢市高松字大日台	高松川	〃

#### 3. 秋田県建設部所管雪量観測所

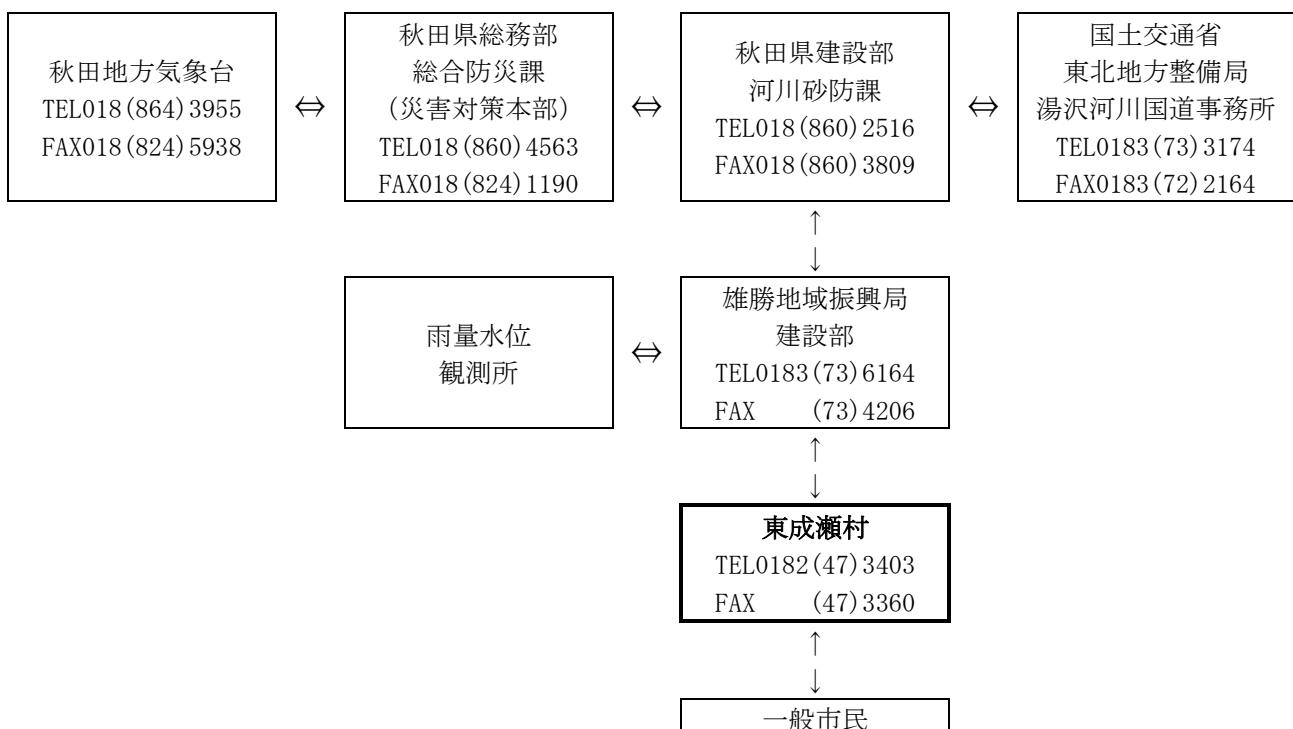
(道路環境課、砂防課)

建設事務所名	観測地点名	所在地	摘要
雄勝地域振興局 建設部	田代	羽後町田代字天王 141	
	秋の宮	雄勝町秋の宮字畑 60	
	椿台	東成瀬村椿川字堤 31-2	
	湯沢	湯沢市千石町二丁目 1-10	
	皆瀬	皆瀬村川向字小見渕	
	三途川	湯沢市高松字天矢場 68-1	

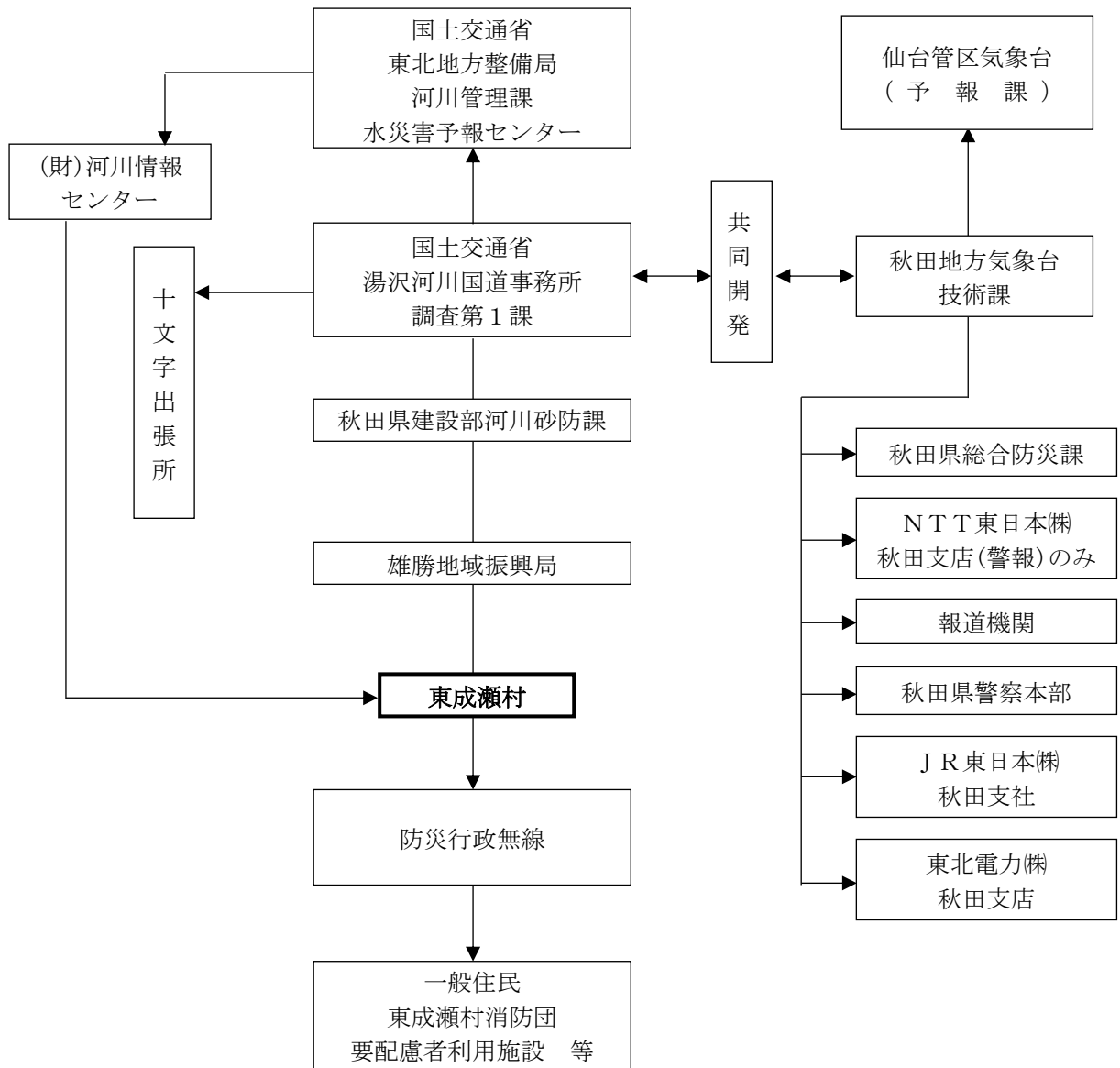
## 資料第 2 - 2 近隣市町村への連絡

市町村名	電話番号	F A X 番号	短縮 ダイヤル	衛星電話	衛星携帯	衛星 FAX	防災 主管課名
宮城県 栗原市	0228-22-1122	0228-56-0312		004-530-1		004-530-2	危機対策課
岩手県 奥州市	0197-24-2111	0197-22-2533		003-524-1		003-524-9	危機管理課
// 西和賀 町	0197-82-2111	0197-82-3111		003-506-2		003-506-9	総務課
// 一関市	0191-25-0119	0191-25-5119		003-531-1	090-2366-0861	003-531-9	防災課
湯沢市 (皆瀬)	0182-46-2111	0183-46-2838	9496	465-59	090-7667-6018	465-50	総務課
横手市 (増田)	0182-45-5513	0182-45-4523	9485	441-59		441-50	増田地域課
// (山内)	0182-53-2111	0182-53-2140	9490	446-59		446-50	山内地域課

## 資料第 2 - 3 水防活動等の伝達系統図



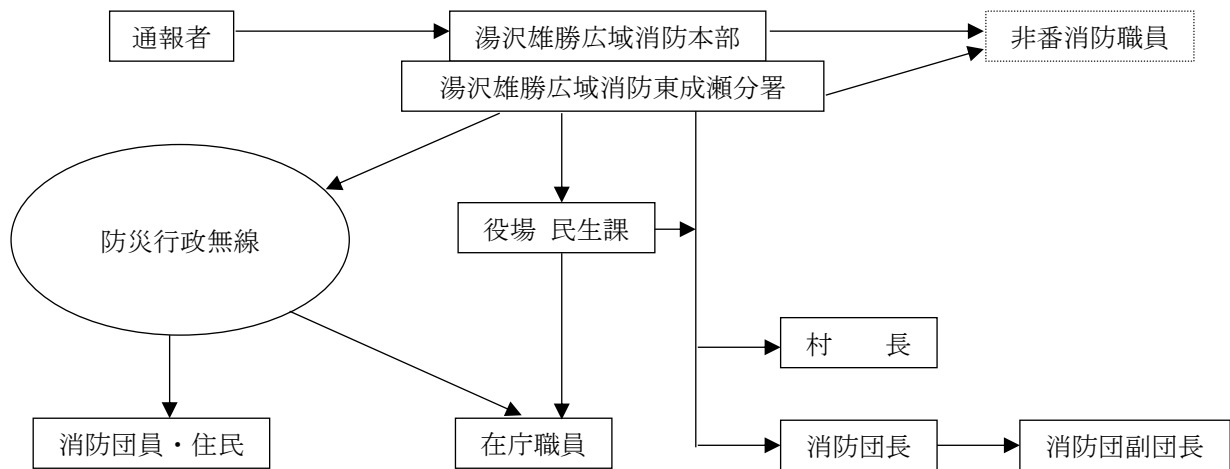
資料第2-4 洪水予報の伝達系統図



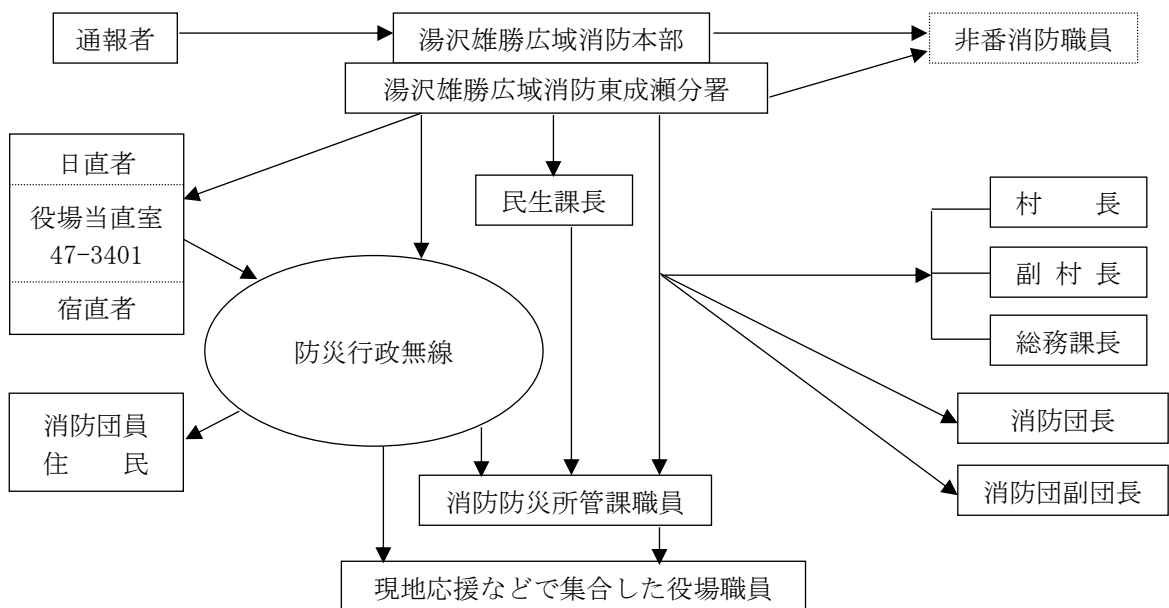


## 資料第 2 - 5 火災発生時の伝達系統図

### 1. 勤務時間内の伝達系統図



### 2. 勤務時間外の伝達系統図



関係公共機関等	
・湯沢雄勝広域消防本部	0183(73)3151
・ " 東成瀬分署	(0182)47-2189
・横手警察署	(0182)32-2250
・ " 増田幹部交番	(0182)45-2011
・ " 東成瀬村駐在所	(0182)47-2170
・東成瀬村国保診療所	(0182)47-2308

## 資料第2-6 警報伝達表

### 1. 住民に対する周知広報例文（地震発生時の例）

●発生時の情報	⇒ 災害情報についてお知らせします。 ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動して下さい。 まず、火の始末をして下さい。ガスやストーブなどの火は消して下さい。 アイロンやコタツなど、電気器具のスイッチは切して下さい。 火の始末は済みましたか？ なお、今後の余震と災害情報などには充分注意して下さい。
●避難誘導	⇒ 災害情報についてお知らせします。 ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。 ただ今の地震により、〇〇地区で〇〇が発生しました。 皆さん、自分の回りの火の元などを至急確かめて下さい。 〇〇地区の皆さん、至急×××××××に避難して下さい。 避難する際は、次のことに注意して下さい。 荷物は必要最小限にして下さい。 車を道路に乗り捨てないで下さい。 隣近所にも声を掛けながら、みんなで避難して下さい。
●被害状況	⇒ 災害情報についてお知らせします。 〇〇地区では、ただ今の地震による〇〇が発生し、〇〇中です。 〇〇地区では、ただ今の地震のために（電気、水道、電話、道路）が各所で分断されております。 冷静に今後の災害情報を聞いて、落ち着いて行動して下さい。
●鎮圧	⇒ 災害情報についてお知らせします。 ただ今、〇〇地方に大きな地震がありました。 揺れは、次第に収まってきているという情報があります。 〇〇の皆さんは、落ち着いて行動して下さい。 余震は今後も断発的に発生しますが、心配する必要は無いとのことです。 今後の災害情報に充分注意して下さい。

## 2. 周知広報例文

### (1) 第1動員

一般災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栗駒山で噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2となった場合</li> <li>・村内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがあり、村長が必要と認めた場合</li> <li>・局地的又は小規模災害が発生した場合</li> </ul>
地震災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 村内で震度4を観測する地震が発生した場合</li> <li>1 災害防止のため村長が必要と認めた場合</li> </ul>

#### 《周知広報例文1》

<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報についてお知らせします。</li> <li>・秋田地方気象台から、秋田県南部に（大雨・洪水・暴風）警報が発表されました。 （ただいま東成瀬村で「震度4」の地震を観測しました。） （ただいま栗駒山で噴火警報（火口周辺）が発表されました。）</li> <li>・今後の気象情報（地震情報）に注意し、身の回りの安全に気をつけて下さい。</li> </ul>
---

### (2) 第2動員

一般災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、村内に「非常に危険」が表示された場合</li> <li>・栗駒山で噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3となった場合</li> <li>・高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想される場合</li> <li>・相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</li> </ul>
地震災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内で震度5弱又は5強を観測する地震が発生した場合</li> <li>・災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</li> </ul>

#### 《周知広報例文2》

<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報についてお知らせします。</li> <li>・秋田地方気象台から、秋田県南部に（大雨・洪水・暴風・大雪）警報が発表されました。 （ただいま東成瀬村で「震度5弱（5強）」の地震を観測しました。） （ただいま栗駒山で噴火警報（火口周辺）が発表されました。） （ただいま〇〇地区で、〇〇〇が発生しました。）</li> <li>・今後の気象情報（地震情報）に注意するとともに、安全への備えをして下さい。</li> </ul>
--

(3) 第3動員

一般災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>・大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、村内に「極めて危険」が表示された場合</li><li>・村内に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合</li><li>・栗駒山で噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合</li><li>・災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合</li><li>・避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想される場合</li><li>・住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</li></ul>
地震災害時	<ul style="list-style-type: none"><li>・村内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</li><li>・災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合</li><li>・住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、村長が必要と認めた場合</li></ul>

《周知広報例文3》

- ・災害情報についてお知らせします。
- ・秋田地方気象台から、東成瀬村に（大雨・暴風・暴風雪・大雪）特別警報が発表されました。  
（ただいま東成瀬村で「震度6弱」の地震を観測しました。）  
（ただいま栗駒山で噴火警報（居住地域）が発表されました。）  
（ただいま〇〇地区で、〇〇〇が発生しました。）

資料第 2 - 7 災害に関する信号

種 別			信 号	
火 災	水 防	津 波	打 鐘	サイレン
火 災 信 号	近火信号	水防避難信号	大津波警報	● ● ● ● ● ( 連 打 ) 3 秒、2 秒、3 秒、2 秒 ● ●
	出場信号	水防出場信号	津波警報	● ● ● ● ● ● ● ( 三 点 ) 5 秒、6 秒、5 秒、6 秒 ● ●
	応援信号			● ● ● ● ● ● ● ( 二 点 ) 5 秒、6 秒、5 秒、6 秒 ● ●
	報知信号			● ● ● ● ( 一 点 )
	鎮火信号			● ● ● ● ● ● ● (一点と二点)
山 林 火 災 信 号	出場信号		津波注意報	● ● ● ● ● ● ● (三点と二点) 10 秒、2 秒、10 秒、2 秒 ● ●
	応援信号			
火 災 警 報 信 号	警報発令信号			● ● ● ● ● ● ● (一点と四点) 30 秒、6 秒、30 秒、6 秒 ● ●
	警報解除信号		津波注意報 津波警報の解除	● ● ● ● ● ● ● (一点二箇と二点) 10 秒、 3 秒、 1 分 ● ●
演習招集信号				● ● ● ● ● ● ● (一点と三点) 15 秒、6 秒、15 秒、6 秒 ● ●
☆参考 地震防災信号 (大規模地震対策特別措置法)				● ● ● ● ● ● ● ( 五 点 ) 45 秒、15 秒、45 秒、15 秒 ● ●

## 資料第 2 - 8 被害状況報告の様式

### 1. 災害概況報告

1号様式

( )受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人				一部破損	棟	未分類	棟
	119 番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第 1 報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

(避難指示等の発令状況)

市町村	災害発生情報		発令日時	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

2. 被害状況即報

2号様式

市町村				区 分		被 害		
災害名	災害名	田	流失・埋没	ha				
			冠水	ha				
報告番号	第 報 ( 月 日 時現在)	畑	流失・埋没	ha				
			冠水	ha				
報告者名		学校		箇所				
区 分		被 害		病院	箇所			
人的被害	死者	人		道路	箇所			
	うち災害関連死者	人		橋りょう	箇所			
	行方不明者	人		河川	箇所			
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所		
		軽傷	人		砂防	箇所		
住家被害	全壊	棟		その他	清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	半壊	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	一部破損	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟			農地・農業用施設	箇所		
世帯								
人								
床下浸水	棟		り災世帯数	世帯				
	世帯		り災者数	人				
	人		火災発生					
非住家	公共建物	棟	建物	件				
	その他	棟	危険物	件				
			その他	件				



区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況
公立文教施設	千円			
農林水産業施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小 計	千円			
公共施設被害市町村数	団体			
そ の 他	農業被害	千円		
	林業被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
	その他	千円		
被害総額	千円		119 番通報件数 件	
災害の概況				
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)		
	自衛隊の災害派遣	その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

3. 被害確定

2号様式

市町村				区 分		被 害			
災害名	災害名	月	日	時	確定	田	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
確定年月日						畑	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名						学校	箇所		
区 分		被 害				病院	箇所		
死者	人				そ の 他	道路	箇所		
	うち災害関連死者		人			橋りょう	箇所		
	行方不明者		人			河川	箇所		
	負傷者	重傷	人			港湾	箇所		
		軽傷	人			砂防	箇所		
住 家 被 害	全壊	棟			清掃施設	箇所			
		世帯			崖くずれ	箇所			
		人			鉄道不通	箇所			
	半壊	棟			被害船舶	隻			
		世帯			水道	戸			
		人			電話	回線			
	一部破損	棟			電気	戸			
		世帯			ガス	戸			
		人			ブロック塀等	箇所			
	床上浸水	棟			農地・農業用施設	箇所			
		世帯							
		人							
床下浸水	棟			り災世帯数	世帯				
	世帯			り災者数	人				
	人			火災発生					
非 住 家	公共建物	棟			建物	件			
	その他	棟			危険物	件			
					その他	件			

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	名称			
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円			被 害 の 詳 細				
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農業被害	千円						
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	住家被害	千円						
	非住家被害	千円						
その他	千円			消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人			
災 害 の 概 況	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示の状況）							

4. 災害年報

3号様式

市町村名

区 分		災害名							計
		発生年月日							
人的 被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住 家 災 害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
そ の 他	田	流失・埋没	Ha						
		冠水	Ha						
	畑	流失・埋没	Ha						
		冠水	Ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋梁		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	水道		箇所						
	清掃施設		箇所						

区 分		災害名 発生年月日							計
そ の 他	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	船舶被害	隻							
	水道被害	戸							
	通信被害	回線							
	電気被害	戸							
	ガス被害	戸							
	ブロック塀等	箇所							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他公共施設	千円								
小 計	千円								
	公共施設被害 市町村数	団体							
そ の 他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	住家被害	千円							
	非住家被害	千円							
	その他	千円							
被害総額	千円								
市町村災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

資料第 2 - 9 被害認定基準

区 分		認 定 基 準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼 又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。	
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。	
	半壊又は半焼	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20% 以上 30% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものとする。	
	一部破損	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 未満のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	

区 分		認 定 基 準	
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	被害の程度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。	
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者		り災世帯の構成員とする。	
そ の 他 の 被 害	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他のその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは護岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話		通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
	水道		上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気		電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。	
ブロック		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

区 分		認 定 基 準
その の被 他害	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害 金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第 1 条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注) 備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。



## 資料第 2-10 災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、秋田県知事が（注 1）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第 2 条 秋田県知事は、法第 57 条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに（注 2）に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第 3 条 秋田県知事は、（注 2）に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び通信系統
- (4) その他必要な事項

(放 送)

第 4 条 （注 2）は、秋田県知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため秋田県民生部長（注 3）および（注 4）を連絡責任者とする。

(雑 則)

第 6 条 この協定の実施に関し、必要な事項は、秋田県知事および（注 2）が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は、（注 5）から適用する。この協定の成立を証するため、当事者記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

○各放送施設との協定の締結年月日及び締結者

昭和 39 年 8 月 29 日

秋田県知事 小 畑 勇二郎  
日本放送協会秋田放送局長 道 田 重 雄

昭和 40 年 1 月 16 日

秋田県知事 小 畑 勇二郎  
株式会社秋田放送社長 倉 田 儀 一

昭和44年12月1日

秋田県知事 小畑 勇二郎  
秋田テレビ株式会社代表取締役社長  
長谷山 行 毅

昭和60年3月29日

秋田県知事 佐々木 喜久治  
株式会社エフエム秋田代表取締役社長  
伊 藤 正 一

平成4年11月10日

秋田県知事 佐々木 喜久治  
秋田朝日放送株式会社代表取締役社長  
伊 藤 雄太郎

注1 日本放送協会（以下「NHK」という。）  
株式会社秋田放送（以下「ABS」という。）  
秋田テレビ株式会社（以下「AKT」という。）  
株式会社エフエム秋田（以下「エフエム秋田」という。）  
秋田朝日放送株式会社（以下「AAB」という。）

注2 NHK  
ABS  
AKT  
エフエム秋田  
AAB

注3 「秋田県民生部長」を「秋田県総務部危機管理監」に読み替える。

注4 NHK秋田放送局放送部長  
ABS報道部長  
AKT制作報道部長  
エフエム秋田放送部長  
AAB報道制作局長

注5 昭和39年9月1日（NHK）  
昭和40年1月20日（ABS）  
昭和44年12月1日（AKT）  
昭和60年4月1日（エフエム秋田）  
平成4年11月10日（AAB）

## 資料第 2-11 災害対策本部を設置又は廃止したときの関係機関への通知

機関などの名称	電話番号(Fax)	所在地
秋田県総務部総合防災課	018-860-4567 (Fax 860-1190)	秋田市山王 3-1-1
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	0183-73-3151 (Fax 73-0734)	湯沢市材木町 2-1-3
〃 東成瀬分署	(0182) 47-2189 (Fax 47-2235)	東成瀬村田子内字仙人下 30-1
横手警察署	(0182) 32-2250	横手市安田越廻 71
秋田県雄勝地域振興局 総務企画部	0183-73-819 1 (Fax 73-5057)	湯沢市千石町 2-1-10
〃 福祉環境部	0183-73-6155 (Fax 73-6156)	〃
〃 建設部	0183-73-6168 (Fax 72-4206)	〃
N T T 東日本(株)秋田支店	018-836-8781 (Fax 836-8147)	秋田市中通 4-4-4
東北電力(株)横手電力センター	0182-32-5697 (Fax 36-1969)	横手市前郷二番 11-24
東成瀬郵便局	(0182) 47-2300 (Fax 47-3148)	東成瀬村田子内字宮田 1-1
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	0183-73-3174 (Fax 72-2164)	湯沢市関口字上寺沢 64
秋田森林管理署湯沢支署	0183-73-2164 (Fax 72-8768)	湯沢市田町 2-6-38
〃 東成瀬支店	(0182) 47-2131 (Fax 47-2134)	東成瀬村田子内字仙人下 24-3
東成瀬村商工会	(0182) 47-2151 (Fax 47-2152)	東成瀬村田子内字仙人下 30-1
(株)秋田魁新報社湯沢支局	0183-73-2187 (Fax 73-3866)	湯沢市佐竹町 8-8
(株)読売新聞社大曲支局	0187-63-0377 (Fax 63-0370)	大曲市須和町 2-1-58 2 F
(株)朝日新聞社横手通信局	0182-32-4010 (Fax 32-4014)	横手市寿町 7-11
(NHK) 日本放送協会秋田放送局横手支局	0182-32-2222 (Fax 33-4331)	横手市南町 21-21
(A B S) (株)秋田放送横手支局	0182-32-2340 (Fax 33-6131)	〃 平和町 1-13 大沢ビル 2 F
(A K T) 秋田テレビ(株)県南総局	0182-33-2521 (Fax 32-7127)	〃 前郷 1-6-20
(A A B) 秋田朝日放送(株)	0188-66-5111 (Fax 66-5145)	秋田市川尻町大川反 233-209
(A B S) (株)秋田放送湯沢支局	0183-73-3512 (Fax 73-3866)	湯沢市佐竹町 8-8
(株)エフエム秋田	018-824-1155 (Fax 823-7725)	秋田市八橋本町 3-7-10

## 第3 通信に関する資料

### 資料第3-1 東成瀬村防災行政無線施設設置条例

平成26年9月1日

条例第10号

(設置)

第1条 この条例は、災害等非常緊急時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行い、併せて一般行政情報伝達の円滑化を図り、住民の福祉の向上に資することを目的に、東成瀬村防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(施設設備)

第2条 無線施設の業務を行うため、次の設備を設置する。なお、その内容及び管理運用については規則で定める。

- (1) 固定系親局
- (2) 固定系中継局
- (3) 固定系屋外子局
- (4) 固定系戸別受信機
- (5) 移動系基地局
- (6) 移動系中継局
- (7) 移動系陸上移動局

(業務)

第3条 無線施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急時の通信及び連絡
- (2) 気象情報及び防災に関する情報の伝達
- (3) 村長の行政事務の連絡及び情報の伝達
- (4) その他、村長が必要と認めた事項の通信及び広報の伝達

(業務区域)

第4条 無線施設の業務を行う区域は、東成瀬村全域とする。

(委任)

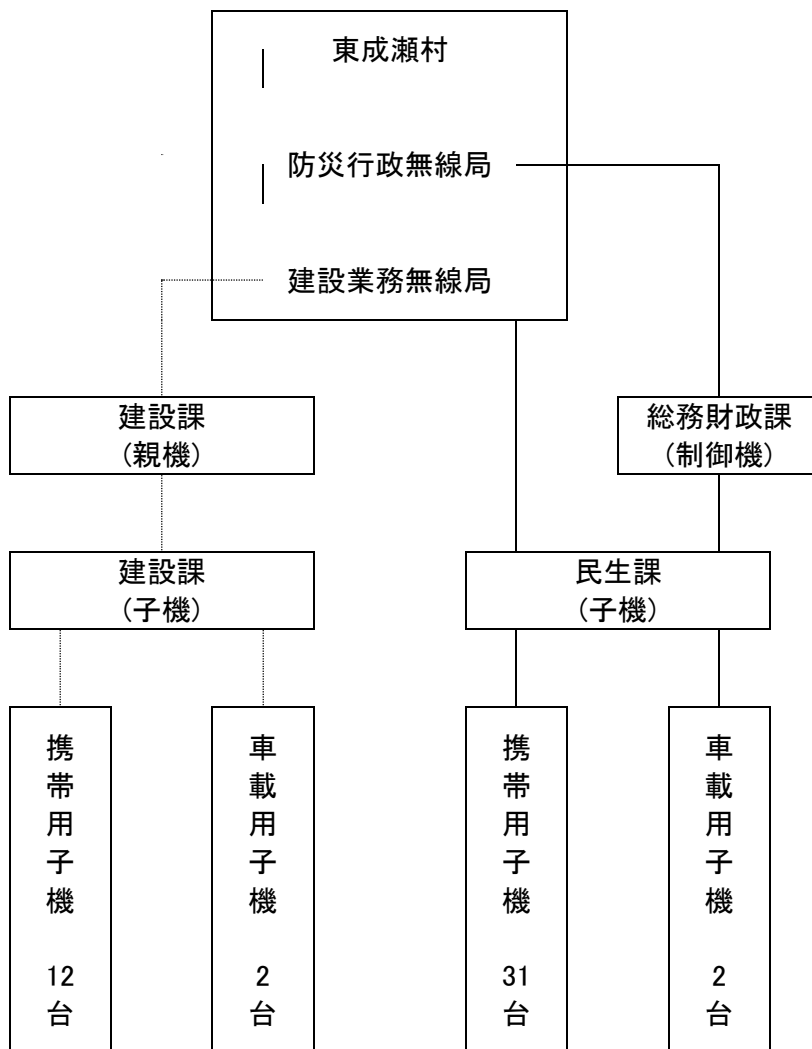
第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東成瀬村住民生活情報伝達システム設置条例(平成14年東成瀬村条例第30号)は廃止する。

### 資料第 3 - 2 東成瀬村防災行政無線局構成図

東成瀬村防災行政無線局構成図 (移動系)



## 資料第 3 - 3 東成瀬村防災情報センター設置条例

平成 14 年 6 月 27 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 災害に強い村づくりの拠点として、地震や風水害・雪害などの災害発生時にはその対策の中  
枢機能を果し平常時には防災に関する P R や教育訓練などを行うコミュニティの場に資するととも  
に住民の生活関連情報などを収集処理する、東成瀬村防災情報センター（以下「防災情報センター」  
という。）を設置する。

(名称及び設置場所)

第 2 条 防災情報センターの名称及び設置場所は次のとおりとする。

名称	設置場所
東成瀬村防災情報センター	東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1

(規則への委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

### 資料第 3 - 4 アマチュア無線局一覧表

資格者氏名	住 所	呼出符号	電 話 番 号
佐藤幹	田子内字滝ノ沢 38	J H 7 P N K	0182-47-2759
小貫竹次郎	田子内字田子内 1-3	J H 7 H Y H	0182-47-2825
藤原喜一	田子内字平良 111-1	J J 1 T U T	0182-47-2535
藤原キク子	田子内字平良 114-2	J J 7 - P L G	0182-47-2446
藤原信雄	田子内字平良 114-2	J N 7 - W T Z	0182-47-2446
土谷誠一	田子内字源頭畑 52-1	J J 7 - U C R	0182-47-2416
谷藤辰雄	岩井川字下村 80	J I 7 P K X	0182-47-2774
谷藤勇	岩井川字合居 6-1	J H 7 D X A	0182-47-2779
佐々木國夫	岩井川字上野 120	J K 7 K X D	0182-47-2086
佐々木喜美子	岩井川字上野 120	J K 7 K X F	0182-47-2086
佐々木晃	椿川字茂畑 6	J R 7 X H M	0182-47-3301

## 資料第 3 - 5 防災関係機関及び公共的団体等の電話連絡一覧表

### 1. 東成瀬村

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東成瀬村役場(総務課)	0182-47-3401 (Fax 47-3260)	東成瀬村田子内字仙人下 30-1
東成瀬村教育委員会	-47-3415 (Fax 47-2119)	〃 (役場内)
東成瀬村農業委員会	-47-3413 (Fax 47-3800)	〃 (役場内)
東成瀬村国民健康保険診療所	-47-2308 (Fax 47-3128)	東成瀬村田子内字仙人下 11-3
東成瀬村保健センター	-47-2700	〃

### 2. 湯沢雄勝広域市町村圏組合

名 称	電 話 番 号	所 在 地
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	0183-73-3151 (Fax 73 -0734)	湯沢市材木町 2-1-3
〃 東成瀬分署	0182-47-2189 (Fax 47-2235)	東成瀬村田子内字仙人下 30-1
〃 リサイクルセンター	0183-42-4422 (Fax 42-4422)	稲川町八面字狼ヶ沢 18-4
〃 火葬場	0183-73-3797 (Fax 73 -3797)	湯沢市沼樋 129

### 3. 医療機関

名 称	電話番号	所 在 地
雄勝中央病院	0183-73-5000 (Fax 73-3749 )	湯沢市山田字勇ヶ岡 25



#### 4. 秋田県の出先機関

名 称	電 話 番 号	所 在 地
横手警察署	0182-32-2250 (Fax 32-2250)	横手市安田越廻 71
〃 増田幹部交番所	0182-45-2011	増田町増田字石神 2
〃 東成瀬警察官駐在所	0182-47-2170	東成瀬村田子内字仙人下 30-1
雄勝地域振興局 総務企画部	0183-73-8191 (Fax 73-5057)	湯沢市千石町 2-1-10
〃 福祉環境部	0183-73-6155 (Fax 73-6156)	〃
〃 建設部	0183-73-6164 (Fax 73-4206)	〃
〃 農林部	0183-73-5180 (Fax 73-6897)	〃

#### 5. 指定公共機関

名 称	電 話 番 号	所 在 地
N T T 東日本(株)秋田支店	018-884-7555	秋田市中通 4-4-4
東北電力ネットワーク(株)横手電力センター	022-225-2111	横手市前郷二番 11-24
東北自然エネルギー(株)平良発電所	(0182) 47-2850	東成瀬村田子内字長瀬 10
羽後交通(株)湯沢営業所	0183-73-1153	湯沢市材木町 2-2-10

#### 6. 指定地方行政機関

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東成瀬郵便局	(0182) 47-2300 (Fax 47-3148)	東成瀬村田子内字宮田 1-1
椿川簡易郵便局	(0182) 47-2334	東成瀬村岩井川字東村 72
ハローワーク湯沢	0183-73-6117 (Fax 72-3744)	湯沢市清水町 4-4-3
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	0183-73-3174 (Fax 73-3179)	湯沢市関口字上寺沢 64
秋田森林管理署湯沢支署	0183-73-2164 (Fax 73-8768)	湯沢市田町 2-6-38

## 7. 公共的団体

### (1) 農業・漁業協同組合

名 称	電 話 番 号	所 在 地
こまち農業協同組合	0183-78-2211 (Fax 78-2228)	湯沢市佐竹町 9-39
〃 東成瀬支店	(0182)47-2131 (Fax 47-2134)	東成瀬村田子内字仙人下 24-3
〃 仙人給油所	(0182)47-2174 (Fax 47-2175)	〃 田子内字菅生田 129
成瀬川漁業協同組合	(0182)45-2815 (Fax 55-1118)	横手市増田町湯野沢字大通添 12-4

### (2) 農業共済組合

名 称	電 話 番 号	所 在 地
雄勝農業共済組合	0183-73-7131 (Fax 73-7132)	湯沢市杉沢字森道下 225-4

### (3) 森林組合

名 称	電 話 番 号	所 在 地
雄勝広域森林組合	(0183)72-1197 (Fax 72-1199)	湯沢市山田字福島開 372-5

### (4) 商工会

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東成瀬村商工会	(0182)47-2151 (Fax 47-2152)	東成瀬村田子内字上野 67-2

### (5) 社会福祉団体

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東成瀬村社会福祉協議会	(0182)947-2700 (Fax 47-2750)	東成瀬村田子内字仙人下 30-1

### (6) 学 校

名 称	電 話 番 号	所 在 地
東成瀬小学校	(0182)47-2313 (Fax 47-2380)	東成瀬村田子内字上野 8
東成瀬中学校	(0182)47-2173 (Fax 47-2245)	〃 田子内字上林 18

## (7) 保育所・児童館等

名 称	電 話 番 号	所 在 地
なるせ保育園	(0182) 38-8611 (Fax 38-8612)	東成瀬村田子内字上野 8-1
なるせ児童館	(0182) 38-8711 (Fax 38-8712)	〃 田子内字上野 8-1

## (8) 福祉施設

名 称	電 話 番 号	所 在 地
特別養護老人ホーム・幸寿苑	(0182) 47-3261 (Fax 47-3262)	東成瀬村田子内字二階野 206

## (9) 公民館等

名 称	電 話 番 号	所 在 地
まるごと自然館	(0182) 47-2262 (Fax 47- )	東成瀬村椿川字堤 35
農村交流センター	(0182) 47-2240	〃 田子内字田子内 40
地域交流センターゆるるん	(0182) 47-2243	〃 岩井川字東村 72
成瀬川交流館	(0182) 47-5577	〃 椿川字大柳下村 56-1
郷土文化伝承施設「ふる里館」	(0182) 47-2241 (Fax 47-2242)	〃 田子内字上野 67-2
青少年山の家	(0182) 47-2241	〃 岩井川字野頭 36-2

## (10) 自衛隊

名 称	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第 21 普通科連隊第 3 科	018-845-0125	秋田市寺内將軍野 1
航空自衛隊秋田救難隊総括班	018-886-3320	雄和町椿川字山籠 23-26
航空自衛隊第 33 警戒隊運用班	0185-33-3030	男鹿市男鹿中

## (11) 報道関係

名 称	電 話 番 号	所 在 地
(株)秋田魁新報社湯沢支局	0183-73-2187 (Fax 73-3866)	湯沢市佐竹町 8-8
(株)読売新聞社大曲支局	0187-63-0377 (Fax 63-0370)	大曲市須和町 2-1-58
(株)朝日新聞社横手通信局	0182-32-4010 (Fax 32-4014)	横手市寿町 7-11
(株)毎日新聞社横手通信部	0182-32-4030 (Fax 32-4030)	横手市安田字谷地岸 58 A-22
(株)河北新報社横手支局	0182-32-4040 (Fax 32-1740)	横手市横手町 4-56
(NHK) 日本放送協会横手報道室	0182-32-2222 (Fax 32-4331)	横手市南町 21-21-2F

名 称	電 話 番 号	所 在 地
(A B S) 株式会社秋田放送横手支局	0182-32-2340 (Fax 32-6131)	横手市平和町 1-13 大沢ビル 2 F
(A K T) 秋田テレビ株式会社横手支局	0182-33-2521 (Fax 32-7127)	横手市前郷 1-6-20
(A A B) 秋田朝日放送株式会社	0188-66-5111 (Fax 66-5145)	秋田市川尻町大川反 233-209
株式会社産経新聞社秋田支局	0188-23-5454 (Fax 88-1469)	秋田市山王 2-1-60 AIDEXビル 3 F

(営業担当)

名 称	電 話 番 号	所 在 地
(A B S) 株式会社秋田放送湯沢支局	0183-73-3512 (Fax 73-3866)	湯沢市佐竹町 8-8
(A K T) 秋田テレビ株式会社湯沢支局	0183-73-0744 (Fax 73-2517)	湯沢市鶴館 39-4
(A A B) 秋田朝日放送株式会社県南駐在所	0183-72-6604 (Fax 72-6604)	湯沢市成沢字苗代沢 117-15

## 第4 災害援護に関する資料

### 資料第4-1 東成瀬村災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 昭和49年6月20日 条例第14号  
改正 昭和50年3月5日 条例第10号  
昭和51年12月27日 条例第18号  
昭和53年6月5日 条例第11号  
平成18年3月24日 条例第4号  
平成23年9月21日 条例第19号  
令和元年6月18日 条例第7号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

##### ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡について災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるために村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給について、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを

含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該村民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 2,500,000 円とし、その他の場合にあっては 1,250,000 円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 村は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第10条に規定する違約金を包含するものとする。

3 延滞の場合を除く据置期間経過後の法第10条第4項の規定により条例で定める利率は、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成18年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の東成瀬村災害弔慰金の支給等に関する条例第5条、第10条及び第13条の規定は、平成17年12月1日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

附 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した村民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年条例第7号)



この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 資料第4-2 秋田県災害ボランティア活動支援指針

平成15年3月5日制定

秋 田 県

### 第1 目的

県内で大規模な災害が発生した場合、県、市町村等防災行政機関はもとより地域住民の自主的な防災組織が災害応急活動を担うことになるが、被災者のニーズにきめ細やかに応えるためには、各種ボランティアの組織的な活動が大きな力として期待される。

このため、県、市町村及び関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な時効を定める。

### 第2 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後の被災者に対する生活や自立の支援、県、市町村及び関係機関等が実施する応急対策の支援を行う、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」とする。

なお、本指針では、ボランティアの態様によって行政等の対応が異なる場合があることから、災害ボランティアを次のように分類する。

#### 1. 専門ボランティア

- ①救急・救助活動
- ②医療・救護活動
- ③被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- ④手話・点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- ⑤その他、輸送や無線などの専門技術を要する活動

#### 2. 一般ボランティア

- ①炊き出し、給食の配食
- ②災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- ③清掃及び防疫の補助
- ④災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- ⑤応急復旧現場における危険を伴わない作業
- ⑥避難所等における被災者に対する介護・看護の補助
- ⑦献血・募金活動
- ⑧その他、被災者の生活支援に関する活動

#### 3. ボランティアコーディネーター(専門ボランティア)

- ①被災者ニーズの把握、整理、活動メニューの作成
- ②ボランティア活動申し出者の相談・指導・受け付け
- ③ボランティアの組織化・グループ化、オリエンテーション
- ④ボランティアの配置調整
- ⑤行政との連絡調整(行政の救援活動状況の情報収集)など

### 第3 活動に対する県・市町村の支援

県及び市町村は、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、被災状況、被災地のボランティアニーズの収集を行うとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報を提供するほか、活動機材の調達や活動拠点となる施設の提供、斡旋に努めるものとする。

また、県は、活動中の補償として必要な災害特約を付加したボランティア保険料を負担するものとする。

### 第4 秋田県災害ボランティア連絡会議

行政と県内ボランティア関係団体間の連絡調整体制を確立するとともに、災害ボランティア活動に関する必要事項の検討を行うため、「秋田県災害ボランティア連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

### 第5 災害発生時の体制

県内で大規模な災害が発生し、救援活動に多くのボランティア活動が必要と見込まれる場合、県内外から駆け付けてくるボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるとともに、効果的な活動が行えるよう、県は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に「秋田県災害ボランティア支援センター」（以下「支援センター」という。）の設置を要請する。また、被災地の市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は「現地災害ボランティアセンター」（以下「現地センター」という。）を設置し、活動支援体制を整備するものとする。

なお、業務を適切に進めるため、県社協は連絡会議と連携し、支援センターの運営体制を定めておくとともに、市町村、市町村社協においても、現地センターの運営体制や近隣市町村及び近隣市町村社協との協力体制の構築に努める。

#### 1. 秋田県災害ボランティア支援センター

秋田県災害対策本部と連絡調整を行うとともに、現地センター業務を支援するため、以下の役割や機能を果たすものとして県社協内に設置する。

##### ①現地災害ボランティアセンターへの対応

- ・コーディネーター等運営スタッフの派遣
- ・各種行政情報及びボランティア情報の提供等
- ・現地ボランティアセンター間におけるボランティアの配置調整

##### ②災害対策本部及び現地災害ボランティアセンター等との連絡調整

- ・各種行政情報及びボランティア需給情報等の収集・提供
- ・ボランティア団体との連携と活動の調整
- ・全国社会福祉協議会等への応援要請
- ・活動資機材の把握と調達

##### ③ボランティア活動に関する広報・報道窓口

- ・ボランティア活動参加申込者への対応

- ・報道機関（県災害対策本部経由）へのボランティア募集等の広報
- ・運営資金等募金の広報

## 2. 現地災害ボランティアセンター

被災地市町村における災害ボランティアの活動を支援するため、支援センターや関係機関と連携し、以下の役割や機能を果たすものとして市町村社協内または市町村が指定する場所に設置する。

### ①市町村災害対策本部及び秋田県災害ボランティア支援センターとの連絡調整

- ・各種行政情報及びボランティア情報の収集・提供
- ・コーディネーター等運営スタッフ、ボランティアの派遣要請
- ・活動資機材の募集等の要請

### ②ボランティアニーズ及び被害状況の把握

- ・相談窓口の設置
- ・避難所や被災地等の巡回
- ・ボランティアからの情報収集

### ③ボランティアの受け入れと活動支援

- ・ボランティアの受け付け
- ・ボランティア保険未加入者の加入手続き
- ・ボランティアニーズに応じた配置調整、オリエンテーションの実施
- ・宿泊場所等の確保と健康管理

### ④その他の支援活動等

- ・救援物資の仕分け、配付等

## 3. 活動拠点

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き、保管、宿泊及び休憩などの場となる災害ボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。また、県は、被害が甚大で、被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、関係市町村長等と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供に努める。

## 第6 平常時における取り組み

県、市町村、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部等は連携し、ボランティア関係団体との連携の強化に努めるとともに、災害発生時に備え、次の取り組みをするものとする。

### 1. 専門ボランティアの募集及び登録

県内在住の個人及び県内に住所を有する企業・団体を対象に、専門ボランティアを募集し、各分野ごとの登録を行うとともに、各専門ボランティアに必要な研修・訓練等を随時開催するものとする。

### 2. 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、災害時の応急支援のためにボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へと導く重要な役目を担っていることから、県、市町村、ボランティア関係団

体等は連携し、コーディネーター養成に努めるものとする。

### 3. 災害ボランティア活動の啓発

県、市町村、関係機関は、広報誌の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を行うとともに、災害ボランティアの確保を図るものとする。

また、ハンドブックの作成や災害ボランティアの防災訓練等への参加を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努めるものとする。

### 資料第 4 - 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の「早見表」

令和 3 年 12 月 10 日 現在

避難所の設置(法第 4 条第 2 項)	
対 象	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。
費用の限度額	〈基本額〉 避難所設置費 1 人 1 日当たり：330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
期 間	災害発生の日から 7 日以内
備 考	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

避難所の設置(法第 4 条第 2 項)	
対 象	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。
費用の限度額	〈基本額〉 避難所設置費 1 人 1 日当たり：330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
期 間	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）
備 考	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上

応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）	
対 象	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1. 規模：当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2. 基準額 1 戸当たり：5,714,000 円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
期 間	災害発生の日から 20 日以内に着工
備 考	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は 2 年以内

応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）	
対 象	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1. 規模：建設型応急住宅に準じる。 2. 基準額：当該地域の実情等に応じた額とする。
期 間	災害発生の日から
備 考	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

炊き出しその他による食品の給与	
対 象	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者
費用の限度額	1人 1日当たり：1,160円以内
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

飲料水の供給	
対 象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	1. 費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。 2. 輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与								
対 象	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服又は貸与、寝具、その他日用品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内							
	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬		10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
期 間	災害発生の日から10日以内							
備 考	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること							

医療	
対 象	医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	1. 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者：協定料金の額以内
期 間	災害発生の日から 14 日以内
備 考	患者等の移送費は、別途計上

助産	
対 象	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の 80/100 以内の額
期 間	分べんした日から 7 日以内
備 考	妊婦等の移送費は、別途計上

被災者の救出	
対 象	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から 3 日以内
備 考	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上

被災した住宅の応急修理	
対 象	1. 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下、「純半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り：準半壊以外 595,000 円以内 準半壊 300,000 円以内
期 間	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）



学用品の給与	
対 象	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円
期 間	災害発生の日から 教科書：1か月以内 文房具及び通学用品：15日以内
備 考	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

埋葬	
対 象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

死体の捜索	
対 象	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	
対 象	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。
費用の限度額	洗浄、消毒等 1体当たり：3,500円以内 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当たり：5,400円以内 検案：救護班以外は慣行料金
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	
対 象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	1世帯当たり：137,900円以内
期 間	災害発生の日から10日以内

輸送費及び賃金職員等雇上賃(法第4条第1項)	
対 象	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	救助の実施が認められる期間以内

輸送費及び賃金職員等雇上賃(法第4条第2項)	
対 象	避難者の避難に係る支援
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	救助の実施が認められる期間以内
備 考	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

実費弁償	
対 象	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者
費用の限度額	1人1日当たり 医師、歯科医師 19,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、及び歯科衛生士 16,800円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,200円以内 救急救命士 14,000円以内 土木技術、建築技術者 16,200円以内 大工 29,200円以内 左官 26,900円以内 とび職 24,400円以内
期 間	救助の実施が認められる期間以内
備 考	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

厚生労働省社会・援護局保護課

## 第5 避難、救出に関する資料

資料第5-1 避難所施設一覧表

No	施設名称等	所在地	対象災害	対象地区	人口	収容可能人数	収容施設の概要 (m <sup>2</sup> )	給水給食の有無	
								給水	給食
1	滝ノ沢センター	田子内字若宮下3-1	地震・火災・風水害	滝ノ沢・菅生田	300		鉄骨2階(356)	有	有
2	下田センター	田子内字下田160-2	火災・風水害	下田	200		木造一部2階(106)	有	
3	東成瀬小学校	田子内字上野8	地震・火災・風水害	滝ノ沢	300		鉄筋3階(3,133)	有	有
4	東成瀬村民体育館	田子内字上野21-3	地震・火災・風水害	大字田子内の全域	1600		鉄骨2階(1,522)		
5	東成瀬村多目的グラウンド	田子内字宮田114-1	地震・火災・風水害	大字田子内の全域	1600		学校グラウンドと併用(12,000)		
6	東成瀬中学校	田子内字上林18	地震・火災・風水害	下田・肴沢・蛭川	400		鉄筋3階(5,278)	有	有
7	総合グラウンド	田子内字上林1-1	地震・火災・風水害	大字田子内の全域	1600		学校グラウンドと併用(15,218)		
8	野球場	田子内字上林20	地震・火災・風水害	大字田子内の全域	1600		学校グラウンドと併用(15,218)		
9	なるせっ子夢センター	田子内字上林20	地震・火災・風水害	田子内	600		鉄骨1階(500)	有	
10	山村開発センター	田子内字仙人下30-1	地震・火災・風水害	田子内	600		鉄筋3階(1,035)	有	有
11	防災情報センター	田子内字仙人下30-1	地震・火災・風水害	田子内	600		鉄骨2階(231)	有	
12	農村交流センター	田子内字田子内40	地震・火災・風水害	田子内	600		鉄筋2階(420)	有	有
13	平良センター	田子内字二階野88-1	火災・風水害	平良	300		鉄筋2階(150)	有	有
14	平良農村公園	田子内字二階野78-1	地震・火災・風水害	平良	300		遊具・トイレ有		
15	蛭川会館	田子内字蛭川2-4	地震・火災・風水害	蛭川	100		木造1階(143)	有	有
16	肴沢センター	田子内字肴沢105-1	火災・風水害	肴沢	200		木造1階(163)	有	有
17	地域交流センターゆるるん	田子内字東村71	地震・火災・風水害	大字岩井川の全域	1000		鉄筋2階(2,088)	有	有

No	施設名称等	所在地	対象災害	対象地区	人口	収 容 可 能 人 数	収容施設の 概要 (m <sup>2</sup> )	給水給食 の有無	
								給 水	給 食
18	岩井川防災 センター	田子内字村中 94-2	地震・火 災・風水害	岩井川	700		鉄筋1階 (500)	有	
19	城下農村公園	田子内字城下 96-1	地震・火 災・風水害	岩井川	700		遊具・トイ レ有		
20	旧矢櫃グラウ ンド	田子内字矢櫃	地震・火 災・風水害	大字岩井 川の全域	1000		監視施設な し		
21	青少年山の家	岩井川字野頭 36-2	地震・火 災・風水害	入道	200		鉄骨一部2 階 (450)	有	有
22	手倉会館	椿川字中村 136-1	地震・火 災・風水害	手倉	300		木造2階 (145)	有	
23	手倉農村公園	椿川字中村 120-1	火災・風水 害	手倉	300		遊具・トイ レ有		
24	まるごと自然 館	椿川字堤31	地震・火 災・風水害	椿川地区 の全域	400		鉄筋2階 (1,604)	有	有
25	間木重里台会 館	椿川字間木8	火災・風水 害	間木・重 里台	100		木造2階 (100)	有	
26	五里台センタ ー	椿川字五里台 53-6	火災・風水 害	五里台	100		木造2階 (153)	有	有
27	谷地天江会館	椿川字天江	地震・火 災・風水害	谷地・天 江	100		木造1階 (132)	有	
28	地域交流セン ター成瀬川交 流館	椿川字大柳下 村56	地震・火 災・風水害	大柳地区 の全域	300		鉄筋2階 (1,351)	有	有
29	地域交流セン ター大柳セン ター	椿川字大柳下 村54	地震・火 災・風水害	谷地・天 江・大柳	200		鉄筋3階 (469)	有	

## 資料第5-2 避難に関する様式

様式第1

### 避難所状況報告書

( 年 月 日 )

避難所名			避難所 開閉日時	開設 閉鎖	月 月	日 日	時 時	分 分	
要員名 及び 従事時間	所属 所属 所属	氏名 氏名 氏名	日 日 日	時 時 時	分 分 分	～ ～ ～	日 日 日	時 時 時	分 分 分

時刻現在 時・分	世帯数 世帯	人員 人	内 訳		現場の概況等
			男 人	女 人	
・					
・					
・					
・					
・					
・					

氏 名	年 令	性 別	住 所 字 番地

<b>施 設 使 用 要 請 書</b>			
			年 月 日
東成瀬村災害対策本部長 東成瀬村長			印
1. 要請事由			
2. 使用目的			
3. 使用施設名			
4. 使用期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	( 日間)

## 第6 救急医療に関する資料

### 資料第6-1 医療機関一覧表

医療機関名	所在地	電話番号	医師	看護婦
雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡 25	0183-73-5000		
東成瀬村国民健康保険診療所	東成瀬村田子内字仙人下 11-3	0182-47-2308	1	2

### 資料第6-2 緊急告示医療機関一覧表

(秋田県福祉保健部医務薬事課)

圏域名	開設者	医療機関名	所在地	一般病床	救急病床	電話番号
大館 鹿角	厚生連	かづの厚生病院	鹿角市花輪字向畑 18 番地	197	10	0186-23-2111
	独立行政法人	秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱 30	194	5	0186-52-3131
	市	大館市立総合病院	大館市豊町 3-1	375	10	0186-42-5370
北秋 田	市	北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢 16-29	224	14	0186-62-7001
能代 山本	厚生連	能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	329	30	0185-52-3111
	一般社団法人	能代山本医師会病院	能代市檜山字新田沢 105-11	162	8	0185-58-3311
	独立行政法人	独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	能代市緑町 5-22	163	4	0185-52-3271
秋田 周辺	国立大学法人	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼 44-2	577	5	018-834-1111
	地方独立行政法人	秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田市千秋久保田町 6-10	184	20	018-833-0115
	地方独立行政法人	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4-30	374	14	018-823-4171
	市	男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り 1-8-6	145	4	0185-23-2221
	日赤	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1	480	50	018-829-5000
	厚生連	秋田厚生医療センター	秋田市飯島字西袋 1 丁目 1-1	429	30	018-880-300
	社会医療法人	中通総合病院	秋田市中通みその町 3-15	450	8	018-833-1122
	医療法人	藤原記念病院	潟上市天王字上江川 47	140	2	018-878-3131
由利 本荘 にか ほ	厚生連	由利組合総合病院	由利本庄市川口字家後 38	602	10	0184-24-1200
	医療法人	佐藤病院	由利本荘市小人町 117-3	137	7	0184-22-6555
	社会医療法人	本荘第一病院	本庄市出戸町字岩淵下 110	142	6	0184-22-0111

圏域名	開設者	医療機関名	所在地	一般病床	救急病床	電話番号
大曲 仙北	市	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬3番地	170	5	0187-54-2111
	厚生連	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8-65	433	30	0187-63-2111
	社会医療法人	大曲中通病院	大仙市大曲上栄町6-4	60	4	0187-63-2131
横手	市	市立横手病院	横手市根岸町5-31	225	5	0182-32-5001
	市	市立大森病院	横手市大森町字菅生田245-205	100	3	0182-26-2141
	厚生連	平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口3-1	558	10	0182-32-5121
湯沢 雄勝	厚生連	雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25	362	27	0183-73-5000
	町	町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道44-5	58	5	0183-62-1111



## 第 7 交通輸送に関する資料

### 資料第 7 - 1 東成瀬村有車両

令和 5 年 3 月 現在

区分 所管	総務課	民生課	建設課	農林課	教委	その他
乗用車(普)	マジエスタ プリウス ノート	ビスタ				
乗用車(軽)				ジムニー		
ライトバン	ライズ		エクストレイル プロボックス			
ワゴン(普)	Gキャビン アルファード	ボンゴ				
ワゴン(軽)		ハイゼットカーゴ				
マイクロバス	コースター ローザ					
トラック(普)	エルフ		エルフ(散)			
トラック(軽)	ハイゼット					

※ その他、村有自動車（建設機械等）

区分 所管	ドーザ	グレーダー	ロータリー (車)	ロータリー (歩)	ブルドーザ	パワー ショベル
建設課	7	1	3	2	1	1

## 資料第 7 - 2 緊急通行車両の確認事務処理要領

### 1. 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

#### 1 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

#### 2 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの。
- (2) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (3) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

#### 3 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (1) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。

- (2) 上記(1)以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

#### 4 確認事務処理

##### (1) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別紙様式 1 「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式 4 「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

##### (2) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式 2 「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式 3 「緊急通行車両の標章」を交付すること。

##### (3) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により知

事（総合防災課危機管理・防災支援班）に報告すること。

5 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。

また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

## 2. 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

1 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。

2 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）

(1) 災害対策基本法の規程に基づく車両（緊急通行車両）

ア 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。

イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。

ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。

オ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。

カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。

ク 緊急輸送の確保に従事するもの。

ケ その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。

(2) 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

オ その他災害応急対策に従事する車両

(3) 大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。

イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。

エ 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。

カ 緊急輸送の確保に従事するもの。

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。

(4) 原子力災害対策特別措置法に基づく車両

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。

- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
- エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。
- カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
- キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。
- ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両

- ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。
- イ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。
- エ 輸送及び通信に従事するもの。
- オ 国民の生活の安定に従事するもの。
- カ 被害の復旧に従事するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交通検問所においても行うことができる。

4 確認事務処理

(1) 事務担当

緊急通行車両等確認の事務処理は、各警察署において行う。

(2) 事前届出車両の確認

- ア 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。
- イ 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。
- ウ 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(3) 事前届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認

- ア 別記様式6の緊急通行車両等届出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出させる。
- イ 公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査する。

(4) 確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要

事項を記入の上、申請者に交付する。

様式 1

年 月 日		
秋田県知事 殿 秋田県公安委員会  住所 申請者 氏名 企業の名称  緊急通行車両確認申請書  次のとおり緊急輸送を行いたいので確認のうえ証明書を交付してください。		
車両番号		
輸送人員 又は品名		
使用者の 住所、氏名		
輸送日時	月 日 出発 月 日 時到着予定	
輸送経路	出 発 地	主 要 経 由 地
		目 的 地

様式 2

第 号 年 月 日		
緊急通行車両確認証明書  知事 印 秋田県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

様式3

緊急通行車両の標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4

緊急通行車両確認申請受理簿

受付 年月日	受付 番号	確認 番号	申請者		輸送 目的	車両番号	期間	輸送経路
			住所	氏名				



### 資料第7-3 第2次緊急輸送路線一覧表

路線 番号	路線名	起 点	終 点	主要 経過地	延 長 m	幅 員 m	備考
県	横手東成瀬線	横手市安田字ブンナ 沢6番1地先	岩井川字矢櫃23-12		31,701.0		
県	小安温泉 椿川線	皆瀬村川向字 長塚長根3-2	椿川字草ノ台44-1		21,954.0		
県	仁郷大湯線	椿川字仁郷国有林 13林班ほ小班	皆瀬村畑等字小安奥 山国有林43林班へ小班		8,605.0		
村	田子内 旧国道線	田子内字大塚99-2	田子内字上野46-1		1,600.3	30.0 5.3	
村	滝ノ沢平良線	田子内字塞ノ神13-2	田子内字源頭畑105- 3		4,715.0	20.5 5.9	
村	のぞき線	田子内字上野60-4	田子内字二階野77-3		378.4	19.1 6.0	
村	上林線	田子内字上野86-2	田子内字上林150-2		1,085.5	15.7 4.6	
村	柳田1号線	田子内字田子内6	田子内字田子内66-1		401.6	7.0 3.9	
村	矢櫃線	岩井川字矢櫃25-9	岩井川字矢櫃25-9		283.7	8.5 4.3	
村	ジュネス 柳沢線	岩井川字沼又31-1	椿川字久保21-2		5,075.3	22.0 3.2	
村	谷地線	椿川字椿31-1	椿川字谷地上村12		5,479.1	13.0 3.8	

## 第 8 派遣、応援に関する資料

### 資料第 8 - 1 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的等)

第 1 条 この協定書は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

(大規模災害等)

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等のうち、大規模又は特殊な事故
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大規模若しくは特殊な災害又は事故

(地域ブロック区分)

第 3 条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。

- (1) 県北地域ブロック

能代山本広域市町村兼組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

- (2) 中央地区ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

- (3) 県南地区ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ市消防本部管内

(代表消防機関及び代行消防機関の設置)

第 4 条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）を設置する。

2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第 2 によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関代行は、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。

- (1) 代表消防機関

秋田市消防本部

- (2) 代表消防機関代行

ア 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

イ 能代山本広域市町村圏組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

ア 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部

イ 中央地域ブロック 秋田市消防本部

ウ 県南地域ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。

(代表消防機関等の任務)

第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

(応援要請)

第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町等に対する応援要請

2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

4 代表消防機関等は、第1項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を

報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

(応援隊の派遣等)

第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事項について報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。

4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮支援体制)

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

(応援の中断)

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(経費の負担)

第13条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議

して定めるものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第 15 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。(1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前 2 号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関係する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(効力の発生等)

第 16 条 この協定は、平成 29 年 4 月 1 日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相互応援協定（平成 22 年 12 月 22 日締結）は、平成 29 年 4 月 1 日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書 13 通を作成し、市町等において各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 27 日

秋 田 市

市長 穂 積 志

横 手 市

市長 高 橋 大

大 館 市

市長 福 原 淳 嗣

由利本荘市

市長 長谷部 誠

北秋田市

市長 津 谷 永 光

にかほ市

市長 横山 忠長

五城目町

町長 渡邊 彦兵衛

湯沢雄勝広域市町村圏組合

管理者 齊藤 光喜

能代山本広域市町村圏組合

理事会代表理事 齊藤 滋宣

大曲仙北広域市町村圏組合

副管理者 門脇 光浩

鹿角広域行政組合

管理者 児玉 一

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 渡部 幸男

湖東地区行政一部事務組合

管理者 畠山 菊夫

## 資料第 8 - 2 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第 2 条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第 3 条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
  - ア 前条第 1 号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
  - イ 前条第 2 号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
  - ウ 前条第 3 号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
  - エ 前条第 4 号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前 2 号に掲げるもののほか必要な事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第 4 条 県は、前条第 2 項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第 3 項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市 長 穂 積 志

能代市上町1番3号

能 代 市 長 齊 藤 滋 宣



横手市条里一丁目1番1号  
横手市長五十嵐忠悦

大館市字中城20番地  
大館市長小畑元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1  
男鹿市長渡部幸男

湯沢市佐竹町1番1号  
湯沢市長齊藤光喜

鹿角市花輪字荒田4番地1  
鹿角市長児玉一

由利本荘市尾崎17番地  
由利本荘市長長谷部誠

潟上市天王字上江川47番地100  
潟上市長石川光男

大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市長栗林次美

北秋田市花園町19番1号  
北秋田市長津谷永光

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地  
にかほ市長横山忠長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地  
仙北市長門脇光浩

小坂町小坂鉦山字尾樽部37番地2  
小坂町長細越満

上小阿仁村小沢田字向川原118番地  
上小阿仁村長中田吉穂

藤里町藤琴字藤琴8番地  
藤里町長佐々木文明

三種町鶴川字岩谷子8番地  
三種町長三浦正隆

八峰町峰浜目名潟字目長田118番地  
八峰町長加藤和夫

五城目町西磯ノ目1丁目1番地1  
五城目町長渡邊彦兵衛

八郎潟町字大道80番地  
八郎潟町長畠山菊夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1  
井川町長齋藤正寧

大瀧村字中央1番地1

大瀧村長高橋浩人

美郷町土崎字上野乙170番地10

美郷町長松田知己

羽後町西馬音内字中野177番地

羽後町長大江尚征

東成瀬村田子内字仙人下30番地1

東成瀬村長佐々木哲男

様式第1号～第6号

(略)

### 資料第 8 - 3 災害時における東成瀬村内郵便局、東成瀬村間の協力に関する覚書

東成瀬郵便局（以下「甲」という。）及び東成瀬村（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この覚書は、東成瀬村内に発生した、地震その他災害時において、甲及び乙が相互に協力し、災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第 3 条 甲及び乙は、東成瀬村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

(1) 甲が実施する事項

ア 災害救助法（昭和 26 年法律第 118 号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

(2) 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災村民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、東成瀬村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

(3) 前 2 号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第 4 条 甲及び乙は、前条第 2 項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ、協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第 5 条 甲は乙の要請により東成瀬村災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 6 条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第 7 条 甲は乙の要請により東成瀬村若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

（情報の交換）

第 8 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う

ものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては東成瀬郵便局長、乙においては東成瀬村住民課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年8月1日

甲 東成瀬郵便局長 佐々木 政 幸

乙 東成瀬村長 佐々木 哲 男

## 資料第 8 - 4 秋田県警察消防相互援助協定

秋田県公安委員会と市町村長は消防組織法第 24 条に基づき、緊急事態の発生に際し相互に援助協力し、国民の生命身体及び財産の保護に任ずる共通な責務を果たすため、次の条項を協定する。

### 協定事項

第 1 条 秋田県警察本部（以下「警察」という。）が秋田県市町村の消防機関（以下「消防」という。）に援助する主な事項は次のとおりとする。

- (1) 警察及び災害発生の連絡
- (2) 消防組織法第 23 条に基づく警察通信施設の使用
- (3) 消防法第 28 条による火災現場における交通取締り
- (4) 消防法第 28 条により火災現場に消防員の不在時における火災現場の統制
- (5) 消防組織法第 35 条に基づく火災原因の調査
- (6) 火災時において消防活動を妨害する諸行為の取締り
- (7) 火災時において消防力に不足を来たす時の消火活動
- (8) 水害時において水防諸活動を妨害する行為の取締り
- (9) 水害時において水防力に不足を来たす時の水防作業
- (10) その他、震、水、火災等における災害防御に関し必要と認める事項

2 前項の事項については、警察が進んでこれをなすものとする。

第 2 条 騒乱、暴動、又は大水、火災、地震、台風、その他災害及び犯罪等の事態が発生した場合（他の地方にその状態が起り警察が出動して手薄になった場合も含む）において消防が警察に対してその要請により援助協力する主な事項は、次の通りとする。

- (1) 緊急事態の拡大する恐れのある事項又は、これを予防鎮圧するために必要な資料の通報連絡
- (2) 交通の整理及び避難民の誘導
- (3) 犯罪の予防警戒
- (4) 警察が非常招集警戒を行う時の出動
- (5) 非常線又は、検問所の応援勤務
- (6) 犯罪現場の証拠保全の援助
- (7) 被疑者等の輸送業務の援助
- (8) 通信その他警察施設の応急復旧の業務
- (9) 警察署、派出所、駐在所等の警戒並びに事務補助
- (10) 伝令等の通信連絡業務
- (11) 人命の救助
- (12) 緊急事態布告時又は、その他の重大事態発生の場合の警備出動
- (13) その他治安上必要な事項

第 3 条 地震、水害、火災時における人の生命、身体及び財産の保護は警察と消防が共同して当たるものとする。

第 4 条 市町村長または、その代理者が援助協力の要請を受け援助協力を要すると認めた場合は、

所轄消防長に対し消防の出動を命ずるものとする。

第5条 常備消防本部と消防団の両者が併存する市町村において緊急事態の存続期間中、消防団は消防長の所轄の下に活動するものとする。

第6条 消防団のみがある市町村においては、前記の消防長の職務は消防団長がこれを行うものとする。

第7条 警察に対する消防の特別の援助協力は、市町村長又はその代理者の命令により行うものとする。

第8条 援助協力の要請は、次の当事者間においてこれをなすものとする。

但し、緊急事態が布告された場合における警察の当事者は、警察本部長とする。

- (1) 警察においては、県公安委員会又は警察署長
- (2) 消防は、市町村長又はその代理者

第9条 消防の出動順位は、原則として消防団員を第1次とし、消防吏員を第2次とする。

第10条 応援消防員は、著しく格闘発生のおそれのある位置につかせることなく又は消防員が通常職務上受ける危険以上の身体的危険にこれをさらさせないものとする。

第11条 警察が消防に援助協力を要請する場合は、次の要請により行うものとする。

- (1) 日 時
- (2) 目 的
- (3) 人 員
- (4) 警戒等に必要な装備
- (5) 任務の概要
- (6) 到着日時及び場所
- (7) その他必要な事項

2 前項の要請は、原則として別紙様式による書面によって行う。

但し、急速をようする場合は口頭をもって行うことができる。

第12条 応援要請に応ずる市町村長は、出動する部隊につき次の事項の要請を発した者に速報（連絡）するものとする。

- (1) 指揮者名
- (2) 出動人員及び資、機材等の装備
- (3) 出発時刻
- (4) 輸送方法
- (5) 到着見込日時
- (6) その他

第13条 出動した消防の応援隊は所属消防長の監督の下にある者とし、これら消防員の活動について警察の命令は、原則として消防長又はその指定するものを通してこれをなすものとする。

但し、消防長又はその指定するものに連絡しようとするれば命令の伝達が遅延するおそれがある場合、警察は直接消防員に命令することができる。

2 前項の指定する者とは、消防指令補以上の消防吏員、消防団長、副団長及び分団長をいう。

第14条 警察及び消防は、この協定により相互に連絡の上必要な計画を樹立し、随時訓練を実施する

ものとする。

第 15 条 この協力を履行するため警察、消防に要する通常経費は、それぞれの負担とし特別に要し経費があるときは、その都度協議によって決定する。

附 則

1. この協定は、昭和 58 年 2 月 14 日より施行する。
2. 本協定は、正本 2 通を作成し両者において各 1 通を保管する。

## 資料第 8－5 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長、および福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、地震、異常湧水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業者がすみやかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第 2 条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業者の応急給水および応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(連絡担当部課)

第 3 条 地方支部長都市および県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者および連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、すみやかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第 4 条 県支部長は、県内の被災事業者から応援の要請があり、県内での対応が困難と認めたとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、地方支部長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。

2 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果をすみやかに地方支部長に報告するものとする。

4 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第 5 条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日すみやかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目および数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所および応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項



(情報連絡担当事業体)

第6条 地方支部長都市および県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体(以下「情報連絡担当事業体」という。)を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(地方支部現地救援本部の設置)

第7条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、東北地方支部現地救援本部(以下「地方支部現地救援本部」という。)を設置することができる。

2 地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市および応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部(これに相当する組織を含む。)が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧および漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設および応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費およびその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため協議会を設け、毎年定期的に情報

の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第 13 条 会員は、会員以外の水道事業者が地震、異常渇水等により被災したときは、前各条に順じ応急給水等の協力につとめるものとする。

(指 針)

第 14 条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

(協 議)

第 15 条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、そのつど協議して定めるものとする。

(その他)

第 16 条 この協定の成立を証するため、本協定書 7 通を作成し、地方支部長および県支部長がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

附則

(適 用)

1 この協定は、平成 9 年 5 月 1 日から適用する。

(日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止)

2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成 3 年 9 月 1 日改正計画）は、廃止する。

附則（平成 18 年 3 月 23 日改定）

(適 用)

この協定は、平成 18 年 3 月 23 日から適用する。

## 資料第8－6 日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会秋田県支部（以下「県支部」という。）に所属する正会員及び準正会員（以下「会員」という。）が非常災害等の発生により水道に被害（以下「災害」という。）を受けた場合に給水能力の早期回復ができるようにするため、会員の相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

(相互応援体制)

第2条 会員に災害が発生した場合は、県支部長の要請に基づき、各会員は当該被災した会員（以下「被災会員」という。）の水道復旧に全面的に協力するものとする。

- 2 前項の相互応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に6ブロックに分け、各ブロックに代表都市を置く。
- 3 前項の規定に基づく組織及び連絡系統は別表のとおりとする。

(連絡担当課)

第3条 県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

- 2 代表都市が被災したときは、近隣の代表都市が被災代表都市の被害状況等必要な情報収集に務め、県支部長に連絡するものとする。
- 3 被災会員のブロックに属する会員（代表都市を除く。）及び被災会員に隣接する会員は、当該被災会員の被害状況等必要な情報の把握に協力し、代表都市に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災会員から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めるとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めるときは、県支部長に対し応援要請を行うものとする。

- 2 前項により、被災会員から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。
- 3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市は会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。
- 4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
- 5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めるときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 被災会員は、県支部長及び代表都市に対し応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請することが困難な場合は、電話、口頭及び防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生 の場所及び状況
  - (2) 必要とする救援作業の内容等
  - (3) 必要とする職種別所要人員、資機材の種類及びその数
  - (4) 応援隊の集合場所及びその経路
  - (5) 被災会員の災害対策責任者及び連絡担当者の職、氏名、連絡場所、電話番号
  - (6) 応援の期間
- (県支部現地救援本部の設置)

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当代表都市、応援要請を受けた会員の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、東北地方支部等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者等の斡旋
- (6) その他必要と認められる応援活動

(応援要員の派遣等)

第8条 第4条の規定により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、被災会員に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被害状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、所属会員名を表示した腕章を着用する。

(応援要員の受入れ)

第9条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(指針)

第11条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 27 日から適用する。

## 資料第 8 - 7 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害派遣要請文書の様式（市町村長から知事に対する要請）

文 書 番 号  
年 月 日

機関・職・氏名 印

### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。

#### 1. 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、  
航空機救難、船舶救難、その他（ ）

(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所 県 郡 町  
市 村

(4) 派遣要請の事由

2. 要請の日時 年 月 日 時 分

3. 派遣を希望とする期間 自 年 月 日 時 分  
から、救出活動に必要とする時間

#### 4. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 県 郡 町  
市 村

(2) 活 動 内 容

#### 5. その他参考事項（判明している事項で良い。）

(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

・連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

・現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

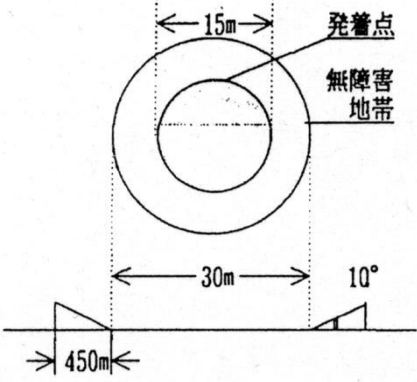
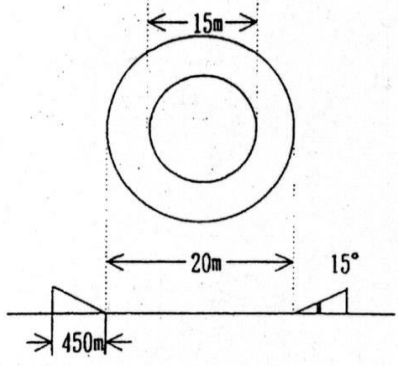
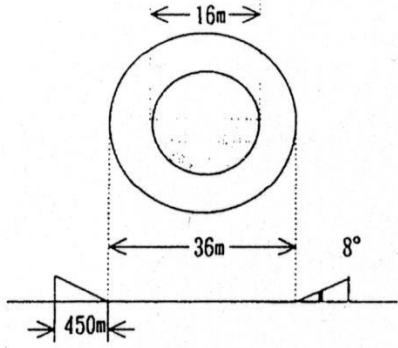
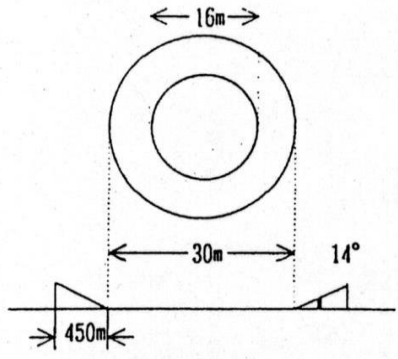
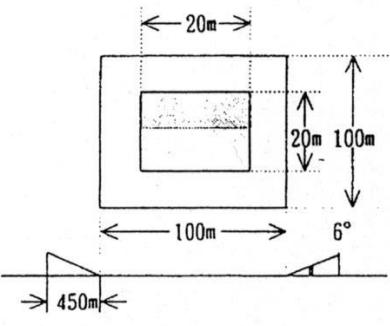
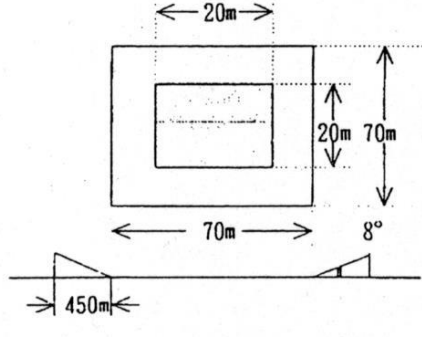
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）

(注)要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。

## 資料第 8 - 8 ヘリポートの設置基準

### (1) ヘリポートの設定基準

#### ア. 離着陸（発着）のため必要最小限の地積

区分	標準	応急
小型 (OH-6)		
中型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)		
大型 (CH-47)		

(注1) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点

(注2) 無障害地帯とは、離着に障害とならない地域

(注3) 夜間については、発着場に簡易な照明必要

(2) 地表面

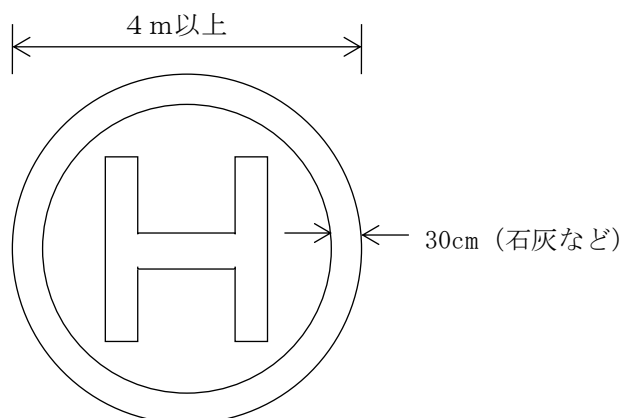
ア. 舗装された場所が最も望ましい。

イ. グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)

ウ. 草地の場合は硬質低草地であること。

(3) 着陸点

着陸点(直径 30m)のほぼ中央に石灰等で直径 4 m以上の正円を描き、中央にH記号を風と平行方向に向けて標示する。



(4) 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

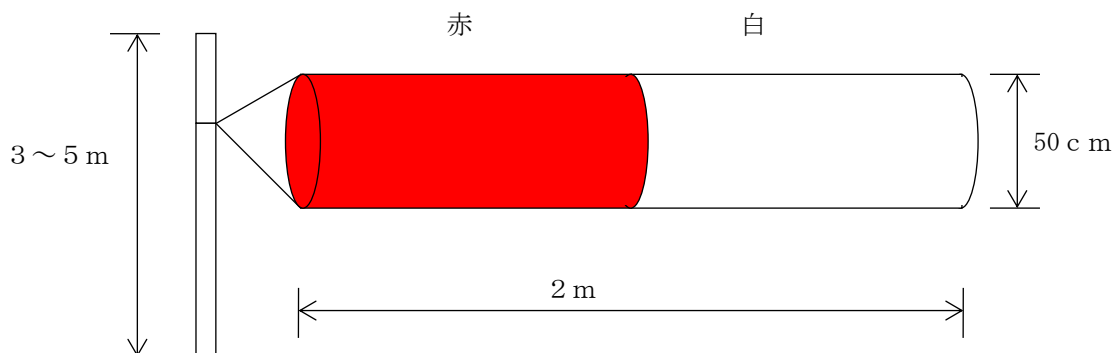
ア. 布製

イ. 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

ウ. 吹き流しが無い場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

エ. 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。

オ. 電話など、通信手段の利用が可能であること。





## 資料第 8 - 9 ヘリポートの設置場所

### 1. 救護用ヘリポート設定場所

ヘリポート等 名 称	設 定 場 所	施設規模			広 さ 幅×長 さ	土 地 管 理 者	消防署(所) からの所要 時間	指定区分	
		大 型	中 型	小 型				村	警 察
総合グラウンド	田子内字上林	○			28,986	東成瀬村 教 育 長	1	○	
仁郷平	椿川字北ヶ沢地内	○			50,000	東成瀬村 村 長	20	○	

### 2. 林野火災空中消火ヘリポート設定場所

設 置 場 所	面 積(m <sup>2</sup> )	水利の状況	施設の名称
田子内字上林	20,300	プール、水路	東成瀬中学校グラウンド

# 資料第 8 - 10 県消防防災航空隊出動要請様式

様式 1

## 秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時	分現在	F A X
1 要請機関名	TEL		発信者
2 災害種別	(1)救 急 (2)救 助 (3)火 災 (4)災害応急 (5)その他		
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ( )		
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目 標) (離着陸場所)	市・町・村		番地
	年	月	日 午前・午後 時 分頃
5 気象条件 (現 場)	視程 m	天候	雲量 (高 m) 風向 風速 m/s 気温 °C ( 警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 通信手段 (現 場)	無線種別 (全国波・県内波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
8 傷病者等	氏 名	年 齢	歳 性 別 男・女
9 傷病名・症状			
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出 動 先 所 在 地 及 び 目 標 (病院名)	搬 送 先 所 在 地 及 び 目 標 (病院名)	
11 要請日時	年	月	日 ( 曜日) 時 分
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名		機数 機

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	年 月 日 ( 曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※その他の特記事項	
	航空隊担当者

## 災害状況報告書

年 月 日

災害種別		(1)火 災 (2)救 助 (3)救 急 (4)偵 察 (5)その他			
要請者					
発生場所					
日 時 等	発 生 (要 請)	月 日 : ( 月 日 : )	発 生 時 気 象	天 候	℃  m/s
	収 束	月 日 : ( 月 日 : )		風 速 その他 ( )	
災害の概要		(到着時の状況)			
		(収束時の状況……死傷者数、焼損程度等)			
活動の概要 (数日にわたる場 合は日毎の内容)					
その他特異事項等					
報告者氏名				連 絡 先	

## 資料第 8－11 災害救助法による救助業務の委託契約

### 災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

秋田県（以下「甲」という。）と日本赤十字社秋田県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の規定に基づく救助又はその応援の実施に関し、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、乙に対し、法第 16 条及び第 19 条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関する事項を委託する。

（委託の範囲）

第 2 条 甲が乙に委託する事項は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

ア 生活環境の整備

救援物資の配布及び衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うこと。

イ こころのケア

避難所の被災者の精神的なショック及び避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを行うこと。

(2) 医療及び助産

ア 医療

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的な措置を行うこと。

イ 助産

災害のため助産の途を失った者に対して、分べんの介助及び分べん前・分べん後の処置を行うこと。

(3) 死体の処理

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、直ちに書面等により委託事項を明確にしてそれを実施することができる。

3 本条の委託事項は、原則として乙の編成する救護班等によって行うものとする。ただし、災害の状況により必要があると認めるときは、甲乙協議の上、甲が直接行うことができる。

（大規模災害等における救助又はその応援の実施）

第 3 条 大規模災害又は複数の区域にわたり発生した災害においては、乙は、日本赤十字社が全国に有する支部及び施設と連携・協力して、委託事項を実施するものとする。

（委託事項の完了報告）

第 4 条 乙は、委託事項が完了したときは、甲が定める様式により、委託事項の完了報告を甲に行うものとする。

（委託費用の補償）

第5条 法第19条の規定に基づき乙が委託事項を実施するため支弁した費用は、その費用のための寄付金その他の収入を除き、甲が補償するものとする。

(補償の額及びその請求)

第6条 法第19条の規定による乙が支弁した費用に対する甲が行う補償の額及びその請求は、次のとおりとする。

(1) 補償の額

乙が委託事項を実施するために支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄附金その他の収入がある場合には、それを控除した額とする。

(2) 寄附金その他の収入

当該災害の際に、特に救助又はその応援のために使用することを指定されて乙が受けた金品であり、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金及び日本赤十字社に対し活動資金又は義援金として寄付された金品は含まないものとする。

(3) 補償の請求

乙は、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」を甲に提出する。なお、補償請求書に添付する書類のうち、乙の支弁費用に係る証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管する。

(救助等の支弁費用等)

第7条 乙が支弁した費用の区分及び算定基準は、次のとおりとする。

(1) 人件費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用(日本赤十字社の有給職員を除く。)、時間外手当及び深夜手当については、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び同職員給与要綱により又は準じて算定した額とする。

(2) 救助費

ア 避難所の設置

① 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。

② こころのケア

こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。

イ 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具被損修理等の実費とする。

ウ 死体の処理

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号(平成25年10月1日)に定める基準の額とする。

② 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損修理等の実費とする。

エ その他必要な事項

① 救護所の設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理費を含む損料の実費とする。

② 上記エ①のほか、委託事項の実施のために要した費用の実費とする。

(3) 輸送費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費とする。

(4) 賃金職員等雇上費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費とする。

(5) 扶助費

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第 32 条の規定により支給した扶助金（療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金）の額とする。

(6) 事務費

文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。

（契約の有効期間）

第 8 条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は更に 1 年間継続するものとし、以降同様とする。

（その他）

第 9 条 この契約に関し、疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上定める。

附 則

1 この契約は、締結の日からその効力を生ずる。

2 災害救助法第 32 条の規定による救助業務契約（昭和 39 年 4 月 1 日締結）については、この契約の締結と同時に解約する。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 2 年 1 月 21 日

甲 秋田県秋田市山王 4-1-1

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

乙 秋田県秋田市旭北栄町 1-5

日 本 赤 十 字 社 秋 田 県 支 部

副 支 部 長 堀 井 啓 一

※別紙様式（略）

## 災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（応援）にかかる当社が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により下記のとおり請求します。

年 月 日

日本赤十字社

氏 名 ，

秋田県支部長

秋田県知事殿

1. 請求金額 円也  
支払費用総額 円  
寄付金その他の収入額 円
2. 救助の種類及び期間

救助の種類	期 間	摘 要

3. 支弁費用の明細  
支弁費用明細書（別紙）のとおり。

## 支弁費用明細書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1. 人 件 費				日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
(1) 旅 費				
(2) 役務費				
(3) 時間外手当及び深夜手当				
2. 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料、損料				
3. 救護諸費				
(1) 薬 剤				
(2) 治療材料				
(3) 医療器具破損費				
(4) 衛生材料				
(5) 死体処理費				
(6) その他				
4. 輸 送 費				
5. 人 夫 賃				
6. 何 々				
(1) 何 々				
(2) 〃				
(3) 〃				
(4) 〃				
7. 扶 助 金				
(1) 療養扶助金				
(2) 休業 〃				
(3) 障害 〃				
(4) 遺族 〃				
(5) 葬祭 〃				
(6) 打切 〃				
8. 事 務 費				
(1) 消耗品				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
(4) その他				
合 計				

(注意) この費用明細書の各項目ごとの明細は内訳として添付すること。



## 資料第 8 - 12 両磐地区消防組合消防本部・湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部広域消防相互応援協定書

### 広域消防相互応援協定書

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組法第 21 条に基づく市町村の相互応援協定を拡大充実し、広域消防組織間の徹底を期することを目的とする。

(協定の適用)

第 2 条 この協定は、災害対策基本法発動以前の事態に適用するものとする。

(応援の種別)

第 3 条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 消防隊の派遣
- (2) 救急隊の派遣
- (3) 救助隊の派遣
- (4) その他、災害に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第 4 条 消防長は、災害防御のため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 応援隊の派遣は、要請によって行うものとする。

ただし、至近距離の災害又は災害の状況により派遣を要すると判断したときは、要請がない場合であっても派遣することができる。

- (2) 応援隊の数は、原則として 1 隊とする。ただし災害の状況により増加することができる。

2 火災警報発令時その他の警備の必要から応援隊を派遣することにより著しく警備力が弱体化すると判断される場合は、応援隊を派遣しないことができる。

第 5 条 水災その他の災害に際し、要請があった場合は応援隊側の判断により派遣するものとする。

(応援要請)

第 6 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず口頭で行い、事後においてすみやかに文書をもってするものとする。

- (1) 応援の種別
- (2) 応援の日時及び場所
- (3) 災害の状況
- (4) 応援を要する人員車両及び資機材の数

(応援隊の指揮)

第 7 条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防長又は消防署長とする。

(2) 指揮は、応援隊の長に対し行うものとする。ただし急を要するため、長に対し指揮するいとまがないときは、直接隊員に対して命令することができる。

2 応援隊の長は、現場到着、引揚げその他消防行動等の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、応援隊員の手当等に関する費用は、応援側負担とする。
- (2) 機械器具の大破損及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

(協定の改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委 任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は関係消防本部の消防長が協議のうえ定める。

附 則

1. この協定は、平成9年1月1日から施行する。
2. この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定組合の管理者等が記名押印のうえ各1通を保有する。
3. この協定の施行前に行われた応援又は受援は、この協定書により行われたものとみなす。

締結日 平成8年12月10日

両磐地区消防組合

管理者一関市長 佐々木 一 朗

湯沢雄勝広域市町村圏組合

理事会代表理事 二 坂 信 邦

## 資料第8-12 宮城県栗原地域広域行政事務組合・秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合広域消防相互応援協定書

### 広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組法第21条に基づく市町村の相互応援協定を拡大充実し、広域消防組織間の相互応援の徹底を期することを目的とする。

(協定の適用)

第2条 この協定は、災害対策基本法発動以前の事態に適用するものとする。

(応援の種別)

第3条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- 一 消防隊の派遣
- 二 救急隊の派遣
- 三 その他、災害に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第4条 消防長は、災害防ぎよのため次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 一 応援隊の派遣は、要請によって行うものとする。

ただし、至近距離の火災又は火災の状況により派遣を要すると判断したときは、要請がない場合であっても派遣することができる。

- 二 応援隊の数は、原則として1隊とする。ただし火災の状況により増加することができる。

2 火災警報発令時その他の警備の必要から応援隊を派遣することにより著しく警備力が弱体化すると判断される場合は、応援隊を派遣しないことができる。

第5条 水災その他の災害に際し、要請があった場合は応援隊側の判断により派遣するものとする。

(応援要請)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにしてとりあえず口頭で行い事後においてすみやかに文書をもってするものとする。

- 一 応援の種別
- 二 応援の日時及び場所
- 三 災害の状況
- 四 応援を要する人員、車両及び機械の数

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 受援地の消防長又は消防署長とする。
- 二 指揮は、応援隊の長に対し行うものとする。ただし急を要するため、長に対して指揮するいとまがないときは、直接隊員に対して命令することができる。

2 応援隊の長は現場到着、引揚げその他消防行動等の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 一 応援に際し、受援地において発生した隊員及び一般人の死傷による療養費扶助等又は重大な機械器具の破損に要する費用の負担に関しては、協定当事者間においてその都度協議の上決定する。
- 二 応援の間における隊員の諸手当、被服等の損耗、動力用燃料等は応援側の負担とする。ただし、消火用薬剤並びに応援が長時間にわたった場合の食糧に要する費用及び燃料については受援側の負担とする。
- 三 前号以外の費用については、協定当事者間においてその都度協議の上決定する。

(協定の改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議の上行うものとする。

(委 任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は関係広域消防組合の消防長が協議の上定める。

附 則

1. この協定は、昭和59年9月1日から施行する。
2. この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、組合管理者が記名押印の上各1通を保管する。

昭和59年8月29日

秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合理事会代表理事

高 畑 進

宮城県栗原地域広域行政事務組合管理者職務代理者

佐々木文男

## 第9 雪害予防に関する資料

### 資料第9-1 冬期交通確保除雪事業計画

#### 除雪方針

冬期の除雪は、県及び隣接市町村の除雪対策との調和を保ちながら、村民と共に村道の除雪を実施し、交通の途絶えによる混乱を解消するとともに、住民生活の安定と地域経済活動の円滑な推進を図るため、次により実施計画を策定する。

#### 1. 除雪路線区分

除雪機械を有効適切に利用し、作業能率と効果を図り、また一般の交通及び通勤、通学の円滑を期するため村道83路線、公共施設の駐車場等を別紙の機械毎に路線を区分し実施する。

##### イ) 除雪路線

集落と公共施設を結ぶ道路及び集落内道路で、別紙で定めた路線とする。ただし、豪雪対策本部を設置した豪雪時には幹線を最優先するものとする。

#### 2. 除雪作業開始時刻

イ) 通常は、朝 10 cm以上 (AM3:00時点) の降雪の場合、又は通勤、通学に支障が生じるような降雪状態が続いている場合は、午前3時30分に始業点検 (アイドリング含む) を行い、午前7時30分の開通を目標に除雪作業に入る。

ロ) 豪雪緊急時の場合は、午前7時30分の開通を目標に、適宜作業開始時刻を早くする。

#### 3. 作業状況の報告等

路線の状況及び除雪作業状況を建設課長に報告するとともに、当日の作業打ち合わせを午前8時30分から午前9時00分、午後0時00分から午後1時00分に行うものとし、その他必要に応じて適宜報告すると共に除雪経路等を明確にしておくこと。

#### 4. その他

坂道及び交差点等危険予測箇所等への「凍結防止剤」散布を行う。

担当地区を随時パトロールし、路面に「わだち」や交差点に「段差」が生じないように努める。

## 資料第9-2 除雪計画路線一覧表

(通常除雪路線)

路線区分	路線名	起点と路線	除雪区間	該当地区名	除雪延長 km	実施主体
県管理 国道	342号線	十文字町～一関市	菅生田～桧山台	—	23.4	雄勝地域 振興局
〃	397号線	十文字町～大船渡市	菅生田～馬場	—	9.5	〃
主要 地方道	横手東成瀬線	横手市～東成瀬村	入道～矢ビツ	入道	2.3	〃
村道	滝ノ沢平良線	菅生田～源頭畑	菅生田～滝ノ沢 ～小森～源頭畑	滝ノ沢、平 良、 肴沢	3.5	村
〃	田子内平良線	田子内～小森	田子内～小森	田子内、平良	0.9	〃
〃	大掬線	大塚～大掬	大塚～大掬	下田	1.3	〃
〃	真戸椿台線	城下～下段	城下～真戸～ 新屋布～ウムシ	手倉	1.7	〃
〃	生保内線	草ノ台～長倉	草ノ台～菅ノ台	草ノ台、菅ノ 台	0.8	〃
〃	沢方下田線	田子内～下田	田子内～一ノ沢 ～巖溪～下田	田子内、下田	0.6	〃
〃	上林線	上野～上林	上野～上林	田子内	1.1	〃

(第1次路線)

路線区分	路線名	起点と路線	除雪区間	該当地区名	除雪延長 km	実施主体
村道	のぞき線	上野～二階野	上野～二階野	平良	0.4	村
〃	入道線	矢ビツ～入道	矢ビツ～野頭	入道	1.4	〃
〃	手倉線	下村～中村	下村～中村	手倉	0.2	〃
〃	谷地線	椿～谷地上村	椿～間木	椿川、重里台 間木、谷地	2.6	〃
〃	間木線	間木～小五里台	間木～小五里台	間木、小五里 台	0.3	〃
〃	菅生田線	菅生田	菅生田	菅生田、滝ノ 沢	0.4	〃
〃	滝ノ沢線	若宮下～滝ノ沢	若宮下～滝ノ沢	滝ノ沢	0.1	〃
〃	北方線	田子内	田子内	田子内	0.1	〃
〃	下田線	下田	下田	下田	0.3	〃
〃	天神林線	天神林～下田	天神林	田子内、下田	0.2	〃
〃	迎田1号線	田子内	田子内	田子内	0.4	〃
〃	迎田2号線	迎田～巖溪	迎田	田子内、下田	0.1	〃
〃	桶清水線	桶清水～空堀	桶清水	肴沢	0.1	〃
〃	村中線	村中	村中(一部)	岩井川	0.1	〃
〃	合居線	合居	合居	〃	0.1	〃

路線区分	路線名	起点と路線	除雪区間	該当地区名	除雪延長 km	実施主体
〃	荒沢線	村中～荒沢	村中～荒沢	〃	0.3	〃
〃	上野線	村中～上野	村中～上野	〃	0.5	〃
〃	上野中線	村中～上野	村中～上野	〃	0.3	村
〃	八寺線	東村～上野	東村～上野	岩井川	0.6	〃
〃	城下1号線	東村	東村	〃	0.2	〃
〃	城下2号線	東村	東村	〃	0.1	〃
〃	入道鎌坂線	野頭～入道	野頭～入道	入道	0.7	〃
〃	馬場線	野尻～土倉	野尻～野頭	〃	0.6	〃
〃	日影線	沼又～日影	沼又～日影	〃	0.2	〃
〃	柳沢線	川通～八幡下	川通	岩井川	0.1	〃
〃	手倉旧道線	久保～馬乗小路	久保～馬乗小路	手倉	1.0	〃
〃	下村1号線	下村～茂畑	下村～茂畑	〃	0.8	〃
〃	椿線	上林～椿	上林～椿	椿台	0.2	〃
〃	大柳旧道線	大柳～大柳沢	大柳～大柳沢	大柳	0.7	〃
村道	菅ノ台線	菅ノ台	菅ノ台	菅ノ台	0.4	〃
林道	肴沢線	肴沢～金山鍋牛	肴沢	肴沢	0.2	〃
〃	一の沢線	一の沢	一の沢	田子内	0.1	〃

(第2次路線)

路線区分	路線名	起点と路線	除雪区間	該当地区名	除雪延長 km	実施主体
県管理 国道	342号線	十文字町～一関市	桧山台～県堺	—	12.8	雄勝地域 振興局
〃	397号線	十文字町～大船渡市	馬場～県堺	—	7.5	〃
村道	沢方下田線	田子内～下田	一ノ沢～巖溪	田子内、下田	4.1	村
〃	天神林線	天神林～下田	天神林～下田	〃	0.5	〃
〃	平良下村1号線	二階野	二階野	平良	0.4	〃
〃	平良下村2号線	〃	〃	〃	0.4	〃
〃	平良後村線	平良～北蛭川	平良～北蛭川	〃	0.2	〃
〃	桶清水線	桶清水～空堀	桶清水～空堀	肴沢	0.7	〃
〃	三又線	東村～上野	上野～村堺	岩井川	2.6	〃
〃	馬場線	野尻～土倉	野頭～県堺	入道	4.5	〃
〃	谷地上村線	谷地上村	谷地上村	谷地	0.4	〃
〃	草ノ台線	逆川～長倉沢口	逆川～長倉沢口	〃	0.7	〃

## 資料第9－3 除雪可能機械保有状況

### 1. 東成瀬村内における除雪可能機械の保有状況

所有者、名称	所在地	電話番号	ブルドーザー	グレーダ	ロータリ	除雪トローダ	ダンプトラック	備考
東成瀬村役場	田子内字仙人下	47-3404	1	1	2	3	1	
大橋建設	田子内字田子内	47-2196				1		
成瀬産業	岩井川字東村	47-2057				1		
佐々木機械土木	岩井川字野頭	47-2377				1		
佐々木工業	椿川 字久保	47-3288				1		
鈴木建設工業	椿川 字下段	47-2378				1		



## 第10 災害危険箇所に関する資料

### 資料第10-1 がけ崩れ危険箇所

#### 1. 急傾斜地崩壊機関箇所（I）

斜面区分：自然斜面 秋田

箇所 番号	箇所名	位置		急傾斜 地崩壊 危険箇 所の延 長 (m)	が け 崩 れ 害 有 の 無	地形要因		保全対象						他事業 の区域 指定	急傾斜地 崩壊危険 区域指定		
		大字	小字			傾斜 度	高さ m	人家戸数		10m以内の人 家戸数		公共的建物				公共施設	
								人家 戸数	換算人 家戸数	斜面 上部	斜面 下部	種類	数			種類	数
1000	滝ノ沢	田子内	若宮	230	無	35	15	7	7		3						
1002	沢方	田子内	一ノ沢	300	無	45	30	10	10		7		村道	300	砂(-) 保(全)		
1004	平良 1号	田子内	平良	280	無	40	80	16	16		3		村道	530		S53. 12. 28	
1006	蛭川	田子内	蛭川	390	無	40	190	11	12			蛭川多目的セ ンター	1	国道	390		
1007	肴沢	田子内	肴沢	230	無	38	30	10	11		1	肴沢生活セン ター	1	村道	250		
1009	大柳	椿川	大柳 下村	160	無	55	25	3	5	4		公民館 大柳小学校	1 1	国道	150	S46. 2. 2	
1489	田子内	田子内	田子内	250	無	45	5	3	3			東成瀬 小学校	1	村道	30		
1490	下村	椿川	田子内	150	無	40	9	5	5		2	民宿はんだ	1	国道 村道	160 120		
1491	大柳 下村	椿川	大柳 下村	350	無	40	120	6	6		3	公民館	1	国道	200	地(-)	
1500	矢櫃	岩井川	矢櫃	300	無	40	15	7	7		6		国道 村道	270 10			

2. 急傾斜地崩壊機関箇所（Ⅱ）

斜面区分：自然斜面 秋田

箇所 番号	箇所名	位置		急傾斜 地崩壊 危険箇 所の延 長 (m)	が け れ 害 有 の 無	地形要因		保全対象								他事業 の区域 指定	急傾斜地 崩壊危険 区域指定	
		大字	小字			傾斜 度	高さ m	人家戸数		10m以内の人 家戸数		公共的建物		公共施設				
								人家 戸数	換算人 家戸数	斜面 上部	斜面 下部	種類	数	種類	数			
1649	菅生田	田子内	菅生田	240	無	35	15	3	3		2				村道	50		
1650	滝ノ沢 1号	田子内	滝ノ沢	150	無	45	30	2	2		2							
1651	大橋場	田子内	大橋場	30	無	40	80	1	1	1					河川	30		
1652	一ノ沢	田子内	一ノ沢	100	無	40	190	1	1		1				河川	150	保 (-) 砂 (-)	
1653	一ノ沢 1号	田子内	一ノ沢	130	無	38	30	1	1						河川	130	保 (-) 砂 (-)	
1654	一ノ沢 2号	椿川	一ノ沢	100	無	55	25	1	1						河川	100		
1655	平良	田子内	北蛭川	100	無	45	5	4	4		1				村道	20		S46. 2.2
1656	北蛭川	田子内	北蛭川	130	無	35	40	2	2		2				村道	130	砂 (-)	
1657	北蛭川 1号	田子内	北蛭川	60	無	55	7	1	1		1							
1658	蛭川 1 号	田子内	蛭川	150	無	40	90	1	1						国道 村道	130 100	保 (全)	
1659	村中	岩井川	村中	150	無	45	50	1	1		1						砂 (-)	

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	がけ崩れの有無	地形要因		保全対象						他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域指定		
		大字	小字			傾斜度	高さm	人家戸数		10m以内の人家戸数		公共的建物				公共施設	
								人家戸数	換算人家戸数	斜面上部	斜面下部	種類	数			種類	数
1660	東村	岩井川	東村	200	無	40	25	4	4		1					砂(-)	
1661	東村 1号	岩井川	東村	200	無	45	20	4	4		1					砂(-)	
1662	岩井川	岩井川	城下	200	無	45	16	3	3		3			国道	190		S46. 2. 2
1663	入道	岩井川	入道	150	無	40	80	1	1					村道	70		
1664	川通	岩井川	川通	150	無	45	20	1	1		1			国道	140		
1665	堂ノ上	椿川	堂ノ上	130	無	45	6	1	1		1						
1666	小銀沢出口道下	椿川	小銀沢出口道下	170	無	40	70	2	2		2			国道	80	地(-)	
1667	田ノ沢出口	椿川	田ノ沢出口	150	無	50	20	1	1					河川	120	砂(-) 地(-)	
1668	谷地 3号	椿川	谷地	150	無	35	50	4	4		3			村道	120	地(-)	
1669	大柳 1号	椿川	大柳	180	無	45	30	2	2		2			国道	80	地(-)	
1670	大柳 2号	椿川	大柳	300	無	40	50	3	3		2					地(-)	
1671	菅ノ台	椿川	菅ノ台	100	無	35	40	3	3		2			村道	40	地(-)	
1672	草ノ台	椿川	菅ノ台	200	無	35	150	3	3								

資料第10-2 地すべり

秋田県 雄勝土木事務所

箇所番号	箇所名	大字	水系	斜面の状況					地質・土質			保全対象					転記・現地調査の 区別	特記事項	
				亀裂	陥没・隆起	沼・湿地・池	湧水の状況	勾配	受盤・流盤	地滑りの種類	滑落崖	移動土塊層	対象面積 (ha)	人家	公共的建築物	公共施設			その他
233	土ヨロ	椿川	成瀬川	無	無	無	無	17°	流れ盤	三紀層地すべり	有	風化岩盤	107.3	2		国道1200m 林道480m	橋×3 砂防ダム	現地調査	
234	草の台	椿川	成瀬川	無	無	有	常時	27°	受け盤	三紀層地すべり	有	岩盤	131.1	0		国道700m 村道100m	橋×1 砂防ダム×1	現地調査	
235	大柳	椿川	成瀬川	無	無	有	常時	19°	不明	三紀層地すべり	有	風化岩盤	85.9	1 3		国道960m 村道400m	雨量観測所 橋×3 地震観測施設 消防団倉庫	現地調査	
236	谷地	椿川	成瀬川	有	有	有	常時	10°	流れ盤	三紀層地すべり	有	岩盤	295.7	0	公園施設	村道3700m	橋×1	現地調査	
237	天江	椿川	成瀬川	無	無	有	常時	15°	流れ盤	三紀層地すべり	有	風化岩盤	118.4	2 1	部落会館	国道1080m	民宿×1	現地調査	
238	五里台	椿川	成瀬川	有	無	無	無	23°	受け盤	三紀層地すべり	有	風化岩盤	41.7	0		国道660m		現地調査	
239	手倉	椿川	成瀬川	無	無	有	常時	18°	受け盤	三紀層地すべり	有	風化岩盤	65.9	2 5	児童館	国道880m 村道1600m	橋×1	現地調査	
240	蛭川	田子内	成瀬川	無	無	無	常時	20°	不明	三紀層地すべり	有	岩盤	51.7	1 0	部落会館 発電所	国道510m 村道500m	送電所	現地調査	
241	平良	田子内	成瀬川	無	無	有	常時	21°	不明	三紀層地すべり	有	礫混り土砂	13.7	2 7		村道300m 給水タンク	揚水ポンプ	現地調査	
260	須川温泉	椿川	成瀬川	無	無	有	常時	10°	不明	温泉地すべり	有	礫混り土砂	969.5	0	保養所×1	道路3200m 登山道4600m	キャンプ場	現地調査	

資料第10-3 砂防指定地

秋田県 雄勝土木事務所

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所在地		河川敷	山林		道 路 等	その他		計 ( ha )	備考
				大 字	字		国有林	公民 有林		国有地	公民 有地		
33	S28. 4. 27	641	成瀬川	椿川	谷地下野、コゴミ悪戸、古川、胡桃台、白滝の上	2. 22	0. 27	1. 38		0. 30	3. 37	7. 54	面線
127	S32. 10. 19	1287	成瀬川	椿川	逆川中森、切留、西小沢、山後、桧山、土日ロ	13. 03		9. 90	0. 10			23. 03	標、●
302	S39. 4. 7	1143	合居川	岩井川	野頭、日影	0. 37			0. 01		2. 65	3. 03	線
634	S41. 10. 20	3500	大沢川	田子内	荒砥沢	2. 03		0. 39	0. 01		3. 30	5. 73	線
664	S42. 5. 12	1635	長倉沢川	椿川	長倉沢	1. 20		1. 20	0. 01		0. 30	2. 71	線
665	S42. 5. 12	1635	北俣川	椿川	北ノ俣国有林	4. 20	35. 52	0. 03			0. 05	39. 80	線、国有林
666	S42. 5. 12	1635	赤 川	椿川	仁郷国有林	10. 00	56. 00	0. 30				66. 30	線、国有林、自然
726	S42. 11. 25	3926	不動沢川	田子内	大日向	2. 00		0. 80	0. 10		2. 50	5. 40	線
727	S42. 11. 25	3926	肴沢川	田子内	蝸牛	1. 15		0. 80	0. 01		1. 09	3. 05	線
728	S42. 11. 25	3926	岩の目沢川	田子内	岩の目沢	0. 66		0. 40	0. 03		0. 67	1. 76	線
945	S49. 5. 23	799	上の沢川	岩井川	上野	0. 40		0. 09			1. 60	2. 09	線
962	S50. 4. 30	803	沼の又沢川	合居	沼ノ又、沼ノ又国有林	0. 10	0. 26	0. 53				0. 89	標、国有林
1012	S53. 6. 8	1032	菅ノ又沢川	岩井川	菅ノ又	0. 25		2. 30	0. 01		0. 01	2. 57	標、●
1099	S58. 2. 14	121	成瀬川及びキツブシ沢川	椿川	古川、大柳下段、キツブシ、胡桃台	2. 00		3. 06				5. 06	標
1155	S60. 10. 28	1432	田ノ沢川	椿川	田ノ沢山、田ノ沢出口	0. 07		0. 82	0. 01			0. 90	標

整理 番号	告 示 年月日	告示 番号	溪流名	所在地		河川敷	山林		道 路 等	その他		計 ( ha )	備考
				大 字	字		国有林	公民 有林		国有地	公民 有地		
1242	S63. 3. 8	627	五里台沢 川	椿川	田ノ沢出口、セン沢	0.02		0.55				0.57	標
1268	S63. 11. 11	2197	岩の目沢 川	椿川	岩ノ目沢、岩の目沢山	0.11		1.14				1.25	標
1269	S63. 11. 11	2197	荒沢川	岩井川	合居、荒沢	0.24		1.35	0.13		0.62	2.34	標
1304	H2. 1. 25	81	田ノ沢川	椿川	五里白、田ノ沢出口、五里台 道上 田ノ沢山、小銀沢出口道下	0.22		0.03	0.08	0.01	0.72	1.06	標
1368	H4. 2. 6	240	合居川	岩井川	野頭、日影			1.45	0.01			1.46	標
1407	H5. 3. 2	493	小荒沢川	岩井川	合居	0.05		0.98	0.04			1.07	標
1420	H5. 3. 2	494	沼の又沢 川	岩井川	沼又	0.67		0.78	0.01			1.46	標
1479	H8. 3. 15	641	荒沢川	岩井川	合居、荒沢、村中	0.07		0.24	0.09		0.26	0.66	標
1480	H8. 3. 15	641	成瀬川	岩井川	谷地下村、下野、白滝の上、 橋向	0.10		1.47	0.01			1.58	標
1509	H8. 12. 11	2244	東村沢	岩井川	上野	0.04		11.2	0.38		0.17	11.79	標
1532	H9. 12. 22	2189	八野沢	岩井川	岩井、八寺	0.13		46.22	0.15		2.32	48.82	
1553	H11. 9. 21	1729	五里台沢 川	椿川	田ノ沢出口、セン沢、小銀 沢、小銀沢出口	0.10		0.18			0.22	0.50	
1574	H12. 5. 10	1275	沼の又沢 川	岩井川	沼又、沼の又国有林			0.77		1.56		2.33	
1575	H12. 5. 10	1275	入道沢	岩井川	長平	0.22		0.51	0.01		0.39	0.93	標
1690	H21. 4. 9	421	谷地沢	椿川	谷地上村、桜山			0.66	0.12		0.31	1.09	標
1697	H22. 7. 20	770	天江沢	椿川	天江、ブナノ木沢								

## 資料第10-4 土石流危険溪流箇所

### 1. 土石流危険溪流 I

(秋田県 (雄勝建設事務所))

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	字	流域 概況	土石流危険区域			砂防 施設 有 無	安全な 避難 場所 有 無
					流域 面積 km <sup>2</sup>	保全対象				
						人家 戸数	災害弱 者関連 施設	公共施設等		
464- I -001	雄物 川	長倉 沢	三五郎 沢	椿川	0.10	5 (5)		県道小安温泉椿川線 0.26 km	無	
464- I -002	雄物 川	成瀬 川	柳沢 1	椿川	0.11	6 (6)		国道 342 号 0.15 km	無	
464- I -003	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.05	7 (4)		東成瀬村克雪センタ ー 国道 342 号 0.20 km	無	大柳 小学校
464- I -004	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.13	6 (6)		国道 342 号 0.18 km	無	
464- I -005	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.21	9 (9)		生活改善センター 国道 342 号 0.25 km	有 1 基	
464- I -006	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.02	9 (0)		生活改善センター 国道 342 号 0.26 km	無	
464- I -007	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.12	6 (6)		国道 342 号 0.14 km	有 1 基	
464- I -008	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.52	6 (6)		手倉児童館 手倉会館	有 1 基	
464- I -009	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.03	5 (5)		国道 342 号 0.14 km	無	
464- I -010	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	椿川	0.30	7 (7)			無	
464- I -011	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	岩井 川	0.04	12 (12)			無	
464- I -012	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	岩井 川	0.23	29 (29)		龍泉寺 国道 342 号 0.24 km	無	
464- I -013	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	岩井 川	0.11	56 (56)		岩井川小学校 岩井川総合センター ガソリンスタンド 農協岩井川支所 国道 342 号 0.37 km	有 1 基	
464- I -014		成瀬 川	柳沢 2	岩井 川	0.29	56 (0)		岩井川小学校 岩井川総合センター ガソリンスタンド 農協岩井川支所 国道 342 号 0.38 km	有 1 基	
464- I -015	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	岩井 川	0.13	27 (22)	こぼと 保育園	岩井川総合センター 国道 342 号 0.30 km	無	

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	字	流域 概況	土石流危険区域			砂防 施設 有 無	安全な 避難 場所 有 無
					流域 面積 km <sup>2</sup>	保全対象				
						人家 戸数	災害弱 者関連 施設	公共施設等		
464- I -016	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	岩 井 川	0.53	53 (53)		国道 342 号 0.41 km	有 1 基	
464- I -017	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	岩 井 川	0.30	43 (43)		国道 342 号 0.34 km	有 1 基	
464- I -018	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	田 子 内	0.09	6 (6)		肴沢生活センター 国道 342 号 0.15 km	無	
464- I -019	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	田 子 内	0.03	7 (7)		国道 342 号 0.18 km	無	
464- I -020	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	田 子 内	0.10	7 (7)	やまゆ り保育 園	国道 342 号 0.27 km	無	
464- I -021	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	田 子 内	1.17	5 (5)			無	
464- I -022	雄物 川	成瀬 川	柳沢 2	田 子 内	0.30	17 (17)			無	
合計						384 (311)	児童福 祉 施 設 : 2	集会施設 : 5 教育施設 : 2 指定避難場所 : 3 寺 : 1 その他 : 4 県道小安温泉椿川 線 : 0.26 km 国道 342 号線 : 3.95 km	有 7 無 15	有 1 無 21



2. 土石流危険溪流Ⅱ

(秋田県(雄勝建設事務所))

溪流 番号	水系 名	河川 名	溪流名	字	流域 概況	土石流危険区域			砂防 施設 有 無	安全な 避難 場所 有 無
					流域 面積 km <sup>2</sup>	保全対象				
						人家 戸数	災害 弱者 関連 施設	公共施設等		
464-Ⅱ -001	雄物 川	成瀬 川	(大 柳)	椿川	0.03	3 (3)		国道 342 号線 : 0.17 km	無	東成瀬 村克雪 センタ ー
464-Ⅱ -002	雄物 川	成瀬 川	(天 江)	椿川	0.02	1 (1)		国道 342 号線 : 0.09 km	無	東成瀬 村克雪 センタ ー
464-Ⅱ -003	雄物 川	成瀬 川	大江沢	椿川	0.11	3 (2)		国道 342 号線 : 0.14 km	無	東成瀬 村克雪 センタ ー
464-Ⅱ -005	雄物 川	成瀬 川	小金沢	椿川	0.04	2 (2)		国道 342 号線 : 0.12 km	無	
464-Ⅱ -006	雄物 川	成瀬 川	(五里 台)	椿川	0.11	1 (1)			無	椿川 小学校
464-Ⅱ -007	雄物 川	成瀬 川	(五里 台)	椿川	0.16	1 (1)			無	
464-Ⅱ -008	雄物 川	成瀬 川	(手倉)	椿川	0.06	1 (1)		国道 342 号線 : 0.09 km	無	手倉 会館
464-Ⅱ -009	雄物 川	成瀬 川	オギノ 沢	岩井 川	0.08	1 (1)		国道 342 号線 : 0.10 km	無	手倉 会館
464-Ⅱ -010	雄物 川	成瀬 川	八卦沢	岩井 川	0.45	2 (2)		国道 342 号線 : 0.08 km	有 2 基	
464-Ⅱ -011	雄物 川	成瀬 川	肴沢 2	田子 内	0.21	2 (2)			無	東成瀬 中学校
464-Ⅱ -012	雄物 川	成瀬 川	ツボ沢	田子 内	0.09	4 (4)			無	東成瀬 中学校
合計						23 (22)		国道 342 号線 : 0.97 km	有 1 無 11	有 7 無 5

## 資料第10-5 山地災害危険地崩壊土砂流出危険地区

### 1. 山腹崩壊危険地区一覧表

(秋田県(東北森林管理局))

危険地区 番号	面積		位置		公共施設等		被災危険度
	調査地区	危険地区 (85点以上 のメッシュ)	大字	字	人家戸数 公共施設 (道路除く)	道路	
0001	2	2.0	田子内	刈糞沢	0	F	C
0003	8	1.0	田子内	蛭川	13	N	A
0004	1	1.0	岩井川	荒沢	6	C	B
0007	5	2.0	岩井川	土倉	0	F	C
0010	9	4.0	椿川	柳沢	0	F	C
0011	4	1.0	椿川	大間木	0	N	C
0012	8	1.0	椿川	ヤン沢	6	N	B
0013	1	1.0	椿川	草の台	0	N	B
0014	3	2.0	椿川	菅後山	0	C	C
0016	6	1.0	椿川	柳沢	0	F	C
0017	2	2.0	田子内	仙人山	10	C	A
0018	8	3.0	田子内	上林	20	N	A
0019	4	4.0	田子内	屋敷沢	0	F	C
0020	1	1.0	椿川	長倉沢	0	N	C
0021	1	1.0	田子内	金山	10	N	A
合計 15	2	2.0					a2 4
	22	10.0				15	b2 3
	39	15.0					c2 8

## 2. 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(秋田県 (東北森林管理局))

危険地区 番号	面積 (ha)	位置		公共施設等		被災危険度
		大字	字	人家戸数 公共施設 (道路除 く)	道路	
0001	0.50	田子内	滝の沢	0		C
0006	0.54	岩井川	荒沢	40		A
0007	0.99	岩井川	上野	40		A
0008	0.72	岩井川	八寺	0		B
0009	0.54	田子内	小沢	20		A
0010	0.33	田子内	青麻沢	0		C
0011	0.39	田子内	青麻沢	0		C
0012	0.09	田子内	肴沢	15		A
0014	0.51	椿川	松根	0		B
0015	0.72	椿川	岩ノ目沢山	13		A
0017	1.50	椿川	後山	0		B
0018	1.35	岩井川	日影	12		A
0019	0.36	椿川	柳沢	0		C
0020	0.66	田子内	子持沢	0		C
0021	0.24	田子内	子水上	0		C
0022	1.08	椿川	掃部畑	0		C
0023	0.26	椿川	掃部畑	0		C
0024	0.66	椿川	掃部畑	0		C
0025	0.17	椿川	掃部畑	0		C
0026	0.14	椿川	小間木	0		C
0027	0.14	椿川	大間木	0		C
0028	0.17	椿川	セン沢	0		B
0029	0.57	椿川	田ノ沢出口	14		A
0030	0.63	椿川	切留沢	0		B
0031	0.03	椿川	切留沢	0		C
0032	0.30	椿川	五里台後	0		C
0033	0.48	椿川	中谷地	0		C
0034	0.23	椿川	ブナノ木沢	0		C
0035	0.54	田子内	猿橋沢	0		B
0036	0.11	田子内	利兵エ山	0		C
0037	1.36	椿川	狼沢	15		A
0038	1.32	田子内	田の沢	0		B
0039	0.99	田子内	真木沢滝ノ	0		B
0040	0.90	田子内	屋敷沢	0		C

危険地区 番号	面積 (ha)	位置		公共施設等		被災危険度
		大字	字	人家戸数 公共施設 (道路除く)	道路	
0041	0.27	田子内	本山	0		C
0042	0.63	椿川	橋	0		C
0043	0.18	椿川	大深沢	0		C
0044	5.10	椿川	土ヨロ	0		C
0045	0.18	田子内	鉦平	0		C
0046	0.30	田子内	滝ノ上	0		C
0047	2.55	田子内	岩ノ目沢	0		B
0048	0.36	田子内	仁井田沢	0		C
0049	0.96	田子内	砥沢中台	0		C
0050	2.85	田子内	大日向	0		C
0051	0.45	田子内	滝の袋	0		C
0052	0.45	田子内	岩ノ目沢	0		B
0053	1.20	田子内	岩ノ目沢	0		C
0054	0.36	田子内	仁井田沢	0		C
0055	0.75	岩井川	漆原	0		C
0056	0.60	岩井川	上野	0		C
0057	0.45	岩井川	八寺	10		A
0058	0.60	岩井川	菅又	12		A
0059	3.00	岩井川	土倉	0		C
0060	0.90	椿川	柳沢	0		C
0061	1.56	椿川	柳沢	0		C
0062	3.00	岩井川	豊ヶ沢	0		C
0063	0.48	椿川	畑松沢	0		C
0064	0.75	椿川	ブナノ木沢	0		B
0065	0.96	椿川	ブナノ木沢	0		C
0066	0.45	椿川	大柳下村	0		A
0067	3.00	椿川	大柳沢	20		B
0068	1.20	椿川	上土ヨロ	0		C
0069	1.35	椿川	黒桧	0		C
0070	0.90	椿川	桧山後	12		A
0071	0.60	椿川	トクラ	11		A
0072	0.36	椿川	北俣沢	0		C
0073	2.25	椿川	長倉沢	0		C
0074	1.20	椿川	長倉沢	0		C
0075	0.72	椿川	中谷地	0		C
0076	0.24	椿川	桐木	0		C

危険地区 番号	面積 (ha)	位置		公共施設等		被災危険度
		大字	字	人家戸数 公共施設 (道路除く)	道路	
0077	1.95	椿川	松ヶ沢	0		C
0078	1.62	椿川	火の沢	0		C
0079	1.05	椿川	水上沢	0		C
0080	0.60	椿川	孫四郎沢	0		C
0081	0.48	田子内	小滝沢	0		C
0082	1.80	田子内	本山	0		B
0083	1.35	田子内	小綱畑	12		A
0084	1.35	田子内	猿橋沢	10		A
0085	2.55	田子内	木滝沢	10		A
0086	0.96	田子内	桁倉	0		C
0087	1.35	田子内	荒砥沢	0		C
0088	1.20	田子内	館ヶ沢	0		C
0089	3.57	岩井川	菅又	12		A
0090	2.52	岩井川	沼又	0		C
0091	0.36	岩井川	長沢	0		B
合計 85	19.90 19.88 43.58				0	a1 15 b1 62 c1 8

### 3. 地すべり危険地区一覧表

(秋田県 (東北森林管理局))

危険地区 番号	面積 (ha)	位置		公共施設等		被災危険度
		大字	字	人家戸数 公共施設 (道路除く)	道路	
0001	425.13	椿川	狼沢	15		A
0002	157.4	椿川	谷地	1		A
0003	17.1	椿川	逆川	1		A
0004	79.66	岩井川	沼又	0		C
合計 4					0	a2 3 b2 0 c2 1

資料第10-6 なだれ

危険箇所 番号	危険箇所 把握区分	大字	字	人家数	公共 施設数	道路	危険箇所 危険度
N0001	既把握箇所	田子内	西山	6		村道	C
N0002	既把握箇所	田子内	仙人山	6		村道	A
N0003	既把握箇所	田子内	長瀬平			村道	C
N0004	既把握箇所	田子内	上滝ノ上	1	1	国道	A
N0005	既把握箇所	田子内	巻の上	2		国道	B
N0006	既把握箇所	椿川	手倉山	5		村道	A
N0008	既把握箇所	岩井川	長平	2		村道	A
N0009	既把握箇所	岩井川	沼又			国道	B
N0011	既把握箇所	椿川	嶽	2		村道	B
N0012	既把握箇所	椿川	上土ヨロ			国道	A
N0013	既把握箇所	椿川	上土ヨロ			国道	A
N0014	既把握箇所	岩井川	漆原	3		国道	A
N0015	既把握箇所	岩井川	黒滝			村道	C
N0016	治山調査等の箇所	田子内	上林	1	1	国道	A
N0017	治山調査等の箇所	岩井川	空堀			国道	B
N0018	治山調査等の箇所	田子内	巖溪山			村道	C
N0019	治山調査等の箇所	椿川	トクラ			国道	C
N0021	治山調査等の箇所	椿川	孫四郎沢			村道	C
N0023	新規追加の箇所	田子内	桐坂			村道	C

## 資料第10-7 雪崩点検要対策箇所一覧

### 1. 雪崩危険箇所等点検調査業務一覧表（危険箇所（I））

箇所名等				数量			備考	
大字 小字 等 地名	危険箇所名	種 類	箇所 番号	現地点 検調査		急傾斜 と重複 する箇 所	位 置 図・ 箇 所 図・ 調 査 表 作 成	H13年度に おける 変更内容
				平成12 年度	平成13 年度			
田子内	下田	I	1091		1		1	
田子内	沢方	I	1092		1	1	1	
田子内	平良	I	1093		1	1	1	Ⅱ - 1675 と合併
田子内	蛭川	I	1094		1	1	1	
田子内	肴沢	I	1095		1	1	1	
岩井川	岩井川1号	I	1096		1	1	1	
岩井川	岩井川2号	I	1097		1	1	1	
	欠番(H3→H8 調査時での欠番)		1098					
岩井川	真戸	I	1099		1		1	
岩井川	入道	I	1100		1	1	1	
	欠番(H3→H8 調査時での欠番)		1101					
岩井川	手倉	I	1102		1	1	1	
	欠番(H2 調査時調査による被害 想定区域の縮小によりⅡへ移行)		1103					
椿川	大柳	I	1104		1		1	
椿川	草ノ台	I	1105		1	1	1	
岩井川	栗駒	I	1126		1		1	
田子内	迎田	I	1838		1		1	
田子内	仙人下	I	1839		1		1	
田子内	上野	I	1840		1		1	
田子内	上林	I	1841		1		1	
田子内	二階野	I	1842		1		1	
田子内	長瀬	I	1843		1	1	1	
田子内	源頭畑	I	1844		1		1	
岩井川	合居	I	1845		1		1	
岩井川	東村	I	1846		1		1	
	欠番(H3 調査時民家数減少のためⅡへ移行)		1847					Ⅱ-1728へ 移行
椿川	久保(東成瀬村椿川)	I	1848		1		1	
椿川	間木	I	1849		1		1	
椿川	小銀沢出口道下1号	I	1850		1		1	

箇所名等				数量			備考	
大字 小字 等 地名	危険箇所名	種 類	箇所 番号	現地点 検調査		急傾斜 と重複 する箇 所	位 置 図・ 箇 所 図・ 調査表 作成	H13年度に おける 変更内容
				平成12 年度	平成13 年度			
岩井川	馬場1号	I	1867					新規抽出
椿川	岩ノ目沢	I	1868					Ⅱ-1685か ら移行
椿川	重里台	I	1869					Ⅱ-1688か ら移行
椿川	桧山台	I	1870					Ⅱ-1698か ら移行



2. 雪崩危険箇所等点検調査業務一覧表（危険箇所（Ⅱ））

箇所名等				数量				備考
大字 小字 等 地名	危険箇所名	種 類	箇所 番号	現地点 検調査		急傾斜 と重複 する 箇所	位 置 図・ 箇 所 図・ 調査表 作成	H13年度に おける 変更内容
				平成12 年度	平成13 年度			
田子内	菅生田	Ⅱ	1674		1	1	1	
	欠番(H13 調査時 I-1093 と合併)		1675					I - 1093 と合併
田子内	猿橋沢	Ⅱ	1676		1	1	1	
田子内	源頭畑 1 号	Ⅱ	1677		1		1	
岩井川	荒沢	Ⅱ	1678		1	1	1	
岩井川	八寺	Ⅱ	1679		1		1	
岩井川	城下	Ⅱ	1680		1		1	
岩井川	野尻	Ⅱ	1681		1		1	
岩井川	長平	Ⅱ	1682		1		1	
岩井川	馬場	Ⅱ	1683		1	1	1	
椿川	中村（東成瀬村椿川）	Ⅱ	1684		1		1	
	欠番(H3 調査時民家戸数増加のため Iへ移行)		1685					I - 1868 へ移行
椿川	ウムシ野	Ⅱ	1686		1		1	
椿川	堤	Ⅱ	1687		1		1	
	欠番(H3 調査時民家戸数増加のため Iへ移行)		1688					I - 1869 へ移行
椿川	小五里台	Ⅱ	1689		1		1	
椿川	小銀沢出口道下 2 号	Ⅱ	1690		1		1	
椿川	五里台道上	Ⅱ	1691		1		1	
椿川	谷地	Ⅱ	1692		1		1	
	欠番(H3 調査時民家戸数減少のため)		1693					消滅
椿川	天江 1 号	Ⅱ	1694		1		1	Ⅱ-1695 と 合併
	欠番(H3 調査時Ⅱ-1694 と合併)		1695					Ⅱ-1694 と 合併
椿川	菅ノ台	Ⅱ	1696		1		1	
椿川	菅ノ台 1 号	Ⅱ	1697		1	1	1	
岩井川	城下 1 号	Ⅱ	1727		1	1	1	新規抽出
椿川	新屋敷	Ⅱ	1728		1		1	1-1847 か ら移行

# 第 11 災害危険区域の災害予防に関する資料

## 資料第11-1 災害危険住宅の移転助成制度

### 1. 災害住宅復興助成制度

- ・ 防災のための集団移転促進事業
- ・ がけ地近接危険住宅移転事業
- ・ 秋田県災害危険住宅移転促進事業
- ・ 住宅金融公庫・災害復興建設資金
- ・ 秋田県住宅建設資金

### 2. 住宅移転助成制度の適用順位

助成制度の適用順位は原則として、①集団移転 ②がけ地近接 ③県単独移転とする。

### 3. 助成制度のしくみ

平成12年11月

区 分	助 成 制 度	住宅金融公庫資金	県単住宅建設資金
50%以上の被害住宅	移転の場合次のいずれかを適用（共通） ・ 防災集団移転促進事業補助金 離 農 213.3 万円 その他 66.0 万円 外市町村事業費を含め 1戸当りの補助基準額 843 万円 （国 3/4 市町村 1/4）	・ 災害復興建設資金 （木造） 800 万円 28年（うち据置3年）償還 （元利均等月賦償還） 年利 5.05%  120㎡以内但し旧原形まで可 （融資額の加算の場合） 土地取得費 500 万円 整地費 250 万円 償還期間は同じ 年利 5.05%（利子補給なし）	いずれも公庫資金に対する 嵩上げ（新築、建売購入） 貸付限度額 200 万円 15年償還 年利当初10年間 5.5% 10年経過後 7.3%
50%未満の被害住宅	・ がけ地近接移転事業補助金 建物除去 63.0 万円 利子補給相当額 土地住宅資金 （うち加算額 27 万円） 61 万円 住宅資金 211 万円 （国 1/2 県市町村各 1/4）	（住宅建設の場合一移転条件） ・ 個人住宅特別資金 （木造 丙域） 480 万円 秋 田 市 500 万円 25年償還（据置1年以内） 面積 215㎡以上の場合 土地取得加算 100 万円（市の場合） 70 万円（その他の地域）	いずれも公庫資金に対する 嵩上げ（新築、建売購入） 貸付限度額 200 万円 15年償還 年利当初10年間 5.5% 10年経過後 7.3%

区 分	助 成 制 度	住宅金融公庫資金	県単住宅建設資金
50%未満 の被害 住 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単危険住宅移転事業 補助金 100万円 (県1/2)</li> <li>貸付金 100万円 (県)</li> </ul>	(補修の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復興補修資金 木造 400万円 10年(うち1年据置)</li> <li>償還 年利 5.05% 利子補給なし</li> </ul>	貸付なし
非り災住 宅の移転	7年償還(うち1年据置) 年利 3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の住宅特別資金 木造 丙 480万円 (秋田市以外の地域)</li> <li>秋田市 500万円 (但し、危険区域の証明 を要する。)</li> <li>償還は上記と同じ利子補 給なし</li> <li>(土地取得加算及び一般貸付 資金の分は上記と同じ)</li> </ul>	上記と同じ

#### 4. 防災のための集団移転促進事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

昭和47年法律第123号

昭和47年12月8日施行

(国土庁所管)

項 目	区 分	標準費用
		平成5年度
個人 助成	移転補助	
		離農の場合 213.3万円 その他 66.0万円
市 町 村 事 業	用地の取得造成 (1戸当り660㎡但し住宅専用部分330㎡)	秋田市の場合 @ 18,300円 その他 @ 14,200円
	公共施設(道路、水道、集会施設、広場、排水、その他)	戸数× 325.5万円
	農林水産の生産基盤近代化施設 (共同作業所、加工所、倉庫)	戸数× 108.8万円
	宅地又は農地の買取り	国土庁長官が定める額 を標準とする
標準費用総額		戸数× 1531.1万円

費用の負担 国 3/4 市町村 1/4 (事務費 3%) 事務費 3%

5. がけ地近接危険住宅移転事業（昭和 47 年 4 月 28 日施行）

項 目	区 分	59 年 度
補助金	建物除去	63 万円
利子補給	土地、住宅資金	261 万円
	住宅資金	211 万円

費用の負担 国 1/2 県 1/4 市町 1/4

6. 秋田県災害危険住宅移転事業（昭和 38 年 11 月 9 日施行）

(県単)

区 分	59 年 度
補助金	100 万円
貸付金	100 万円

費用の負担 補助金：(県 1/2・市町村 1/2)

貸付金の条件 貸付金 全額：秋田県

7年償還（うち1年据置）  
利息 年3%

## 資料第11-2 災害危険住宅の定義

### 災害危険住宅の定義

#### 1. 災害危険住宅の定義

洪水、なだれ、地すべり等の災害を受ける恐れのある危険区域に所在する住宅で、その判定は、おおむね次によるものとする。

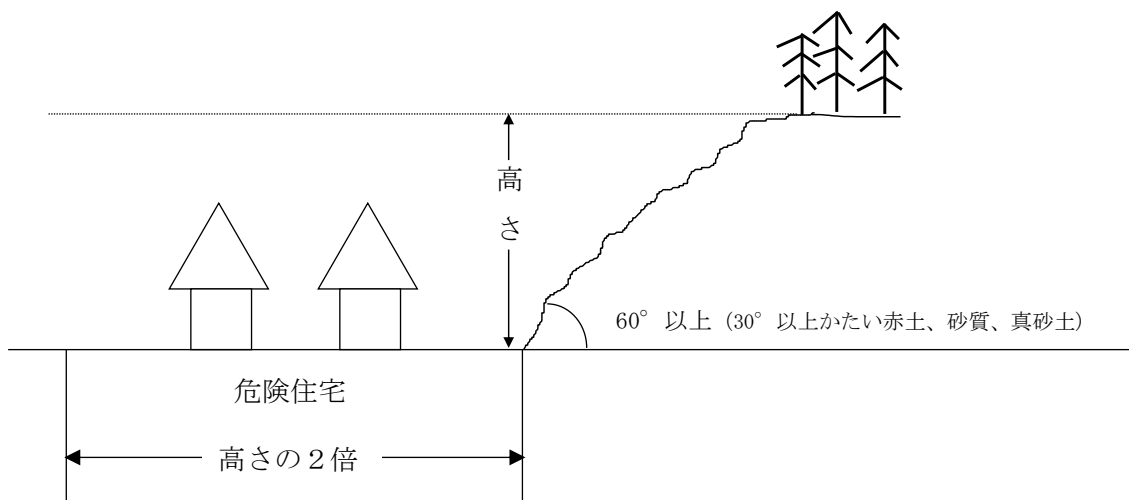
##### (1) 洪水、なだれ

過去に洪水または、なだれによる被害をこうむっており、その後地形が変わっていないもの、あるいは、河川や山腹等の地形が変わって、今後洪水またはなだれにより被害をこうむるおそれのあるもの

##### (2) 土砂くずれ等

①山、がけ等の高さの倍の範囲内にある住家で、次の状態にあるもの

(ア) がけ等の面がやわらかい岩盤の場合、つるはしなどで、簡単に岩盤が切取れるようながけ等では、がけ等の勾配が  $60^\circ$  よりも急なもの



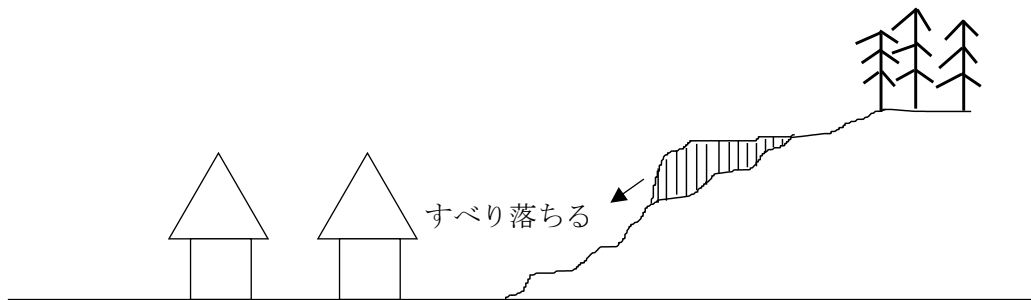
(イ) がけ等の面が長い間、雨、風の影響でボロボロになっている岩盤の場合勾配が  $40^\circ$  以上より急なもの

(ウ) がけ等が硬い粘土、ローム、砂利層の場合勾配が  $35^\circ$  以上より急なもの

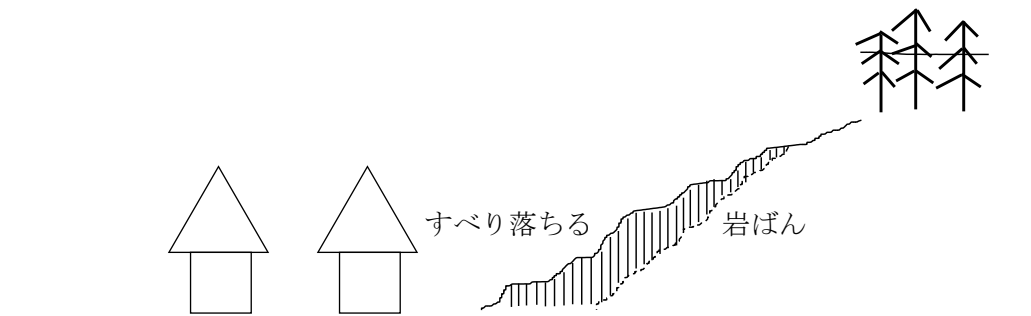
(エ) かたい赤土、砂質、真砂土の場合勾配が  $30^\circ$  以上より急なもの

②表層がすべり落ちる範囲内にある住家で、次の状態にあるもの

(ア) 岩盤が露出している場合



(イ) 岩盤又は不透水層の表層が浸透によってすべり落ちる場合



(ウ) 安定した斜面を人工的に切取って斜面を不安定にした場合



### (3) 地すべり

井戸水や湧き水、あるいは地すべり凹地にある溜池の水が急にかれたり、その付近の水田の水もちが悪くなったり、地すべり凹地の上の方の急傾斜面に亀裂が出来た区域にある住家

### (4) その他

落石、地盤沈下、高潮その他により、災害の危険のおそれのある区域に所在する住家

(注、 判定に疑義がある場合、県消防防災課防災係に照会されたい。)

## 2. 緊急移転を要する危険住宅の定義

災害危険住宅のうちで、特に危険性が大きいもので、その判定は、おおむね次によるものとする。

### (1) 洪水、なだれ

毎年1回以上洪水、あるいは、なだれにより被害をこうむっているもの、あるいは、河川や地形等の変化によって危険性がいちじるしく大きくなったもの

### (2) 土砂くずれ、土石流

がけ等の表層が崩れてきており、被害を現にこうむっているもの、あるいは、崩壊のきざしがあり、危険性がいちじるしく大きいもの

### (3) 地すべり

急傾斜面に亀裂が生じたり、地鳴りがしたりして、地すべりの兆候が顕著で、危険性がいちじるしく大きいもの

### (4) その他

落石、地盤沈下、高潮等により危険性がいちじるしく大きいと認められるもの

## 第 12 消防に関する資料

### 資料第12-1 警防部組織編成表

#### 警 防 部 組 織 編 成 表

令和5年4月1日現在



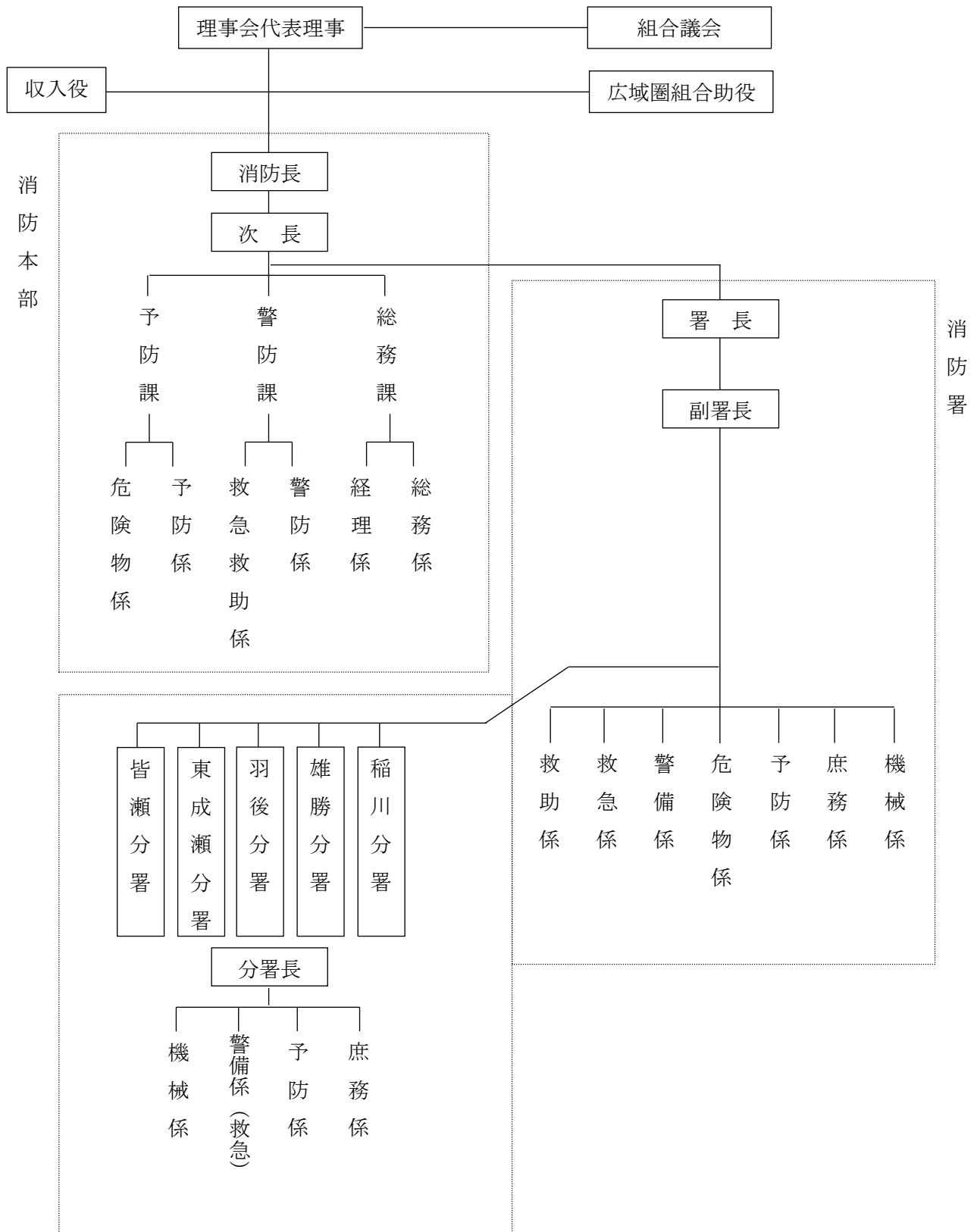


## 資料第12-2 小型動力ポンプの置き場

(令和5年4月1日現在)

所属分団		ポンプ置き場の位置		備 考
第1分団	第1部	田子内	佐々木孝喜宅横	
	第2部	滝ノ沢	伊勢谷洋一宅横	
			滝ノ沢センター横	
	第3部	下 田	下田センター	
第4部	平 良	佐藤米吉宅前		
第2分団	第1部	岩井川	岩井川防災センター前	
	第2部	肴 沢	肴沢センター前	
		蛭 川	蛭川センター前	
第3部	入 道	佐々木機械土木前		
第3分団	第1部	椿 台	まるごと自然館横	
		五里台	五里台会館前	
	第2部	手 倉	半田商店前	
	第3部	谷 地	高橋祐一宅横	
		大 柳	バス車庫横	

資料第12-3 組合消防組織



## 資料第12-4 消防水利施設一覽表

### 1. 消火栓

番号	行政区	設置場所	分団名	本管φ	口径	備考欄
1	下田	下田会館前	第1分団3部	100	65	
2		佐々木健夫宅前	〃	〃	〃	
3		藤原喜市宅前	〃	〃	〃	
4		巖溪貯水槽脇	〃	〃	〃	
5		佐々木廣宅前	〃	〃	〃	
6		田中サダ宅前	〃	〃	〃	
7	田子内	J Aこまち裏	第1分団1部	〃	〃	
8		土井ミツエ宅前	〃	〃	〃	
9		佐々木松雄宅脇	〃	〃	〃	
10		佐々木敏昭宅裏	〃	〃	〃	
11		小田原信一宅脇	〃	〃	〃	
12		永伝寺前	〃	150	〃	
13		一ノ沢入り口	〃	〃	〃	
14		後藤豆腐店前	〃	100	〃	
15		農村交流センター前	〃	〃	〃	
16		佐々木貞吉宅脇	〃	〃	〃	
17		天神社前	〃	〃	〃	
18		高橋清志宅前	〃	〃	〃	
19		鈴木勇宅脇	〃	〃	〃	
20		佐々木正美宅前	〃	50	50	
21	平良	藤原信男宅前	第1分団4部	75	65	
22		平良昭二宅前	〃	100	〃	
23		平良友宇宅前	〃	〃	〃	
24		菊地弥一宅前	〃	〃	〃	
25		佐藤米吉宅前	〃	〃	〃	
26		平良セツ子宅脇	〃	〃	〃	
27		菊地昭吾宅前	〃	〃	〃	
28		佐藤辰雄宅前	〃	〃	〃	
29		菊地喜一宅脇	〃	〃	〃	
30		菊地昌雄宅前	〃	〃	〃	
31		佐藤栄一宅脇	〃	75	〃	
32		菊地信一宅前	〃	〃	〃	
33		菊地義秋宅前	〃	〃	〃	
34		墓地向かい	〃	〃	〃	
35		菊地三好宅前	〃	〃	〃	
36		幸寿苑前	〃	〃	〃	

番号	行政区	設置場所	分団名	本管φ	口径	備考欄
37	蛭川	高橋達雄宅前	第2分団2部	100	65	
38		佐々木専治宅前	〃	〃	〃	
39	肴沢	鐘楼脇	〃	75	〃	
40		佐々木朋文宅脇	〃	〃	〃	
41	岩井川(下)	谷藤勇宅前	第2分団1部	100	〃	
42		佐々木伸男宅前	〃	〃	〃	
43		谷藤節子宅脇	〃	〃	〃	※
44		谷藤宗夫宅前	〃	〃	〃	※
45		谷藤宗次郎宅前	〃	〃	〃	
46		佐々木礼一宅脇	〃	〃	〃	
47		谷藤重郎宅脇	〃	〃	〃	
48		谷藤信夫宅前	〃	150	〃	※
49		高谷一男宅前	〃	〃	〃	※
50	岩井川(中)	総合センター前	〃	〃	〃	
51		備前武治宅脇	〃	〃	〃	
52		谷藤鉦一宅前	〃	〃	〃	
53		佐々木武治宅前	〃	〃	〃	※
54		谷藤作美宅脇	〃	100	〃	
55		佐々木隆男宅脇	〃	〃	〃	
56		谷藤昌世宅裏	〃	150	〃	※
57		備前束之助宅脇	〃	〃	〃	
58		谷藤利一宅前	〃	100	〃	
59	岩井川(上)	富田房男宅脇	〃	150	〃	※
60		第一貨物車庫前	〃	〃	〃	※
61		富田喜代治宅脇	〃	100	〃	※
62		高谷講宅前	〃	〃	〃	
63		富田トシ宅前	〃	150	〃	※
64		谷藤亮二宅前	〃	100	〃	
65		蟹沢坂途中	〃	150	〃	※
66		高橋伝二宅前	〃	〃	〃	※
67		富田長蔵宅前	〃	〃	〃	※
68		なるせ温泉前	〃	〃	〃	※
69		佐々木商店脇	〃	100	〃	
70		馬場豚舎前	〃	150	〃	※
71		馬場畜舎前	〃	〃	〃	※
72		佐々木誠一宅脇	〃	100	〃	
73		富田徳治宅前	〃	〃	〃	
74	入道	高橋新作宅脇	第2分団3部	75	65	
75		高橋明宅脇	〃	〃	〃	

番号	行政区	設置場所	分団名	本管φ	口径	備考欄
76		高橋久太郎宅脇	〃	〃	〃	
77		高橋健次郎宅前	〃	150	〃	
78		旧高橋ウメ宅前	〃	〃	〃	
79		高橋敏郎宅脇	〃	〃	〃	
80		高橋友治宅脇	〃	〃	〃	
81		青少年山の家脇	〃	100	〃	
82		佐々木謙吉宅裏	〃	〃	〃	
83		佐々木商店前	〃	150	〃	
84		谷藤商店裏	〃	75	〃	
85		高橋国勝宅前	〃	150	〃	
86		佐々木幸男宅裏	〃	75	〃	
87		高橋登志明宅裏	〃	〃	〃	
88		佐々木総建前	〃	〃	〃	
89	手倉(東)	菅原十五三宅前	第3分団2部	100	〃	
90		菊地文雄宅脇	〃	〃	〃	
91		本間源次郎宅脇	〃	〃	〃	
92		菅原長栄治宅脇	〃	〃	〃	
93		本間久三郎宅脇	〃	150	〃	
94		柴田明宅前	〃	100	〃	
96		本間平治宅前	〃	150	〃	
96		佐々木卓一宅脇	〃	〃	〃	
97		柴田隆宅脇	〃	〃	〃	
98		佐々木則匡(五弄)宅前	〃	100	〃	
99		佐々木皎宅脇	〃	〃	〃	
100	手倉(西)	谷藤久男宅前	〃	〃	〃	(真戸)
101		佐々木健治宅前	〃	〃	〃	(真戸)
102		菅原守宅前	〃	〃	〃	
103		菅原東二宅脇	〃	〃	〃	
104		菊地富雄宅前	〃	150	〃	
105		佐々木勇治宅前	〃	〃	〃	
106		手倉会館前	〃	〃	〃	
107		菅原昭一宅前	〃	〃	〃	
108		菅原シゲ宅前	〃	〃	〃	
109		菅原和夫宅前	〃	〃	〃	
100		菅原六郎宅脇	〃	〃	〃	
111	手倉(西)	佐々木和夫宅脇	第3分団2部	150	65	
112	椿台	高橋利一宅前	第3分団1部	75	50	
113		高橋カネ子宅脇	〃	〃	〃	
114		鈴木秋次宅裏	〃	〃	〃	

番号	行政区	設置場所	分団名	本管φ	口径	備考欄
116		公民館前	〃	〃	〃	
117		バス回転場脇	〃	〃	〃	
118	小五里台	墓地前	〃	100	65	
119		高橋久雄	〃		〃	
120	重里台	鈴木長一宅前	〃		〃	
121	間木	会館脇	〃		〃	
122		鈴木勇一宅前	〃		〃	
123	五里台	高橋吉次宅前	〃	75	50	
124		高橋芳隆宅斜前	〃	50	〃	
125		高橋雄太郎宅前	〃	75	〃	
126		高橋三夫宅前	〃	〃	〃	
127		五里台神社前	〃	〃	〃	
128		高橋信一宅脇	〃	〃	〃	
129	谷地	高橋昭二宅前	第3分団3部	200	65	
130		高橋栄子宅前	〃	〃	〃	
131		高橋良美宅脇	〃	100	〃	
132	天江	高橋久宅前	〃	200	〃	
133		高橋江一宅前	〃	〃	〃	
134		高橋竹雄宅前	〃	100	〃	
136	大柳	旧大柳小学校前	〃	200	〃	
136		克雪センター前	〃	〃	〃	
137		高橋静雄宅前	〃	100	〃	
138		鈴木七郎	〃	〃	〃	
139		高橋芳之助宅脇	〃	150	〃	
140		高橋重一宅前	〃	〃	〃	
141		高橋秀雄宅脇	〃	100	〃	
142	草ノ台	高橋政美宅前	〃	150	〃	
143		高橋吉雄宅前	〃	〃	〃	
144		高橋明宅前	〃	100	〃	
145		高橋広美宅前	〃	〃	〃	
146		高橋永一宅前	〃	150	〃	
147		高橋登宅脇	〃	〃	〃	

## 2. 防火貯水槽

集落名	年度	設置場所	容量
菅生田	S. 55	佐々木新一宅脇	40
滝ノ沢	S. 56	佐々木高志宅脇	-21
	S. 56	佐藤運治宅斜前	40
	S. 61	消防ポンプ置場直	〃
	S. 62	佐々木広宅脇	〃
	H. 1	佐々木克郎宅向	〃
	H. 4	佐々木睦雄宅脇	〃
	H. 8	後藤勲宅前(補償改築)	〃
	H. 12	佐々木弘宅脇	〃
下田	S. 49	伊勢谷昇宅前	〃
	S. 53	古谷良治宅前	-33
	S. 58	下田神社脇	40
	S. 62	藤原喜一郎宅脇	〃
	H. 6	鈴木重雄宅車庫前	〃
	H. 14	大塚神社脇	〃
	H. 15	佐々木寅雄宅前	〃
田子内	S. 49	永伝寺前	〃
	S. 51	東小校庭東側(H17改築))	〃
	S. 52	土井三郎宅車庫	〃
	S. 53	佐々木松雄宅車庫	〃
	S. 59	佐々木茂宅脇	〃
	S. 61	佐々木正美宅向車庫	〃
	S. 62	交流センター前	〃
	H. 3	蒔野正己宅脇	〃
	H. 11	診療所前	〃
	H. 12	佐々木義雄宅前	〃
平良	S. 51	佐々木昭一宅前	〃
	S. 54	佐々木喜代蔵宅裏	〃
	S. 55	平良神社前	〃
	S. 56	平良清志宅西側	〃
	S. 58	佐藤茂宅前	〃
	H. 3	消防ポンプ置場脇	〃
	H. 7	村宮住宅村道上	〃
	H. 11	平良浩宅小屋脇	〃
蛭川	S. 53	高橋鉄之助宅車庫	〃
肴沢	S. 55	消防ポンプ置場向	〃
	S. 56	土谷順一宅向車庫	〃
	S. 57	吉田久雄宅車庫脇	〃

集落名	年度	設置場所	容量
肴沢	S. 63	菊地義一宅脇	
	H. 3	肴沢鐘楼脇	〃
	H. 13	佐々木悦志宅脇	〃
岩(中)	S. 52	佐々木義一宅裏	〃
岩(中)	S. 55	備前騏一郎宅脇	〃
岩(下)	S. 58	谷藤成功宅前	〃
岩(下)	S. 58	高橋重一宅前	〃
岩(下)	S. 60	岩井川神社前	〃
岩(上)	S. 62	富田徳治宅前	〃
岩(中)	S. 63	バレリアンシューズ前	〃
岩(上)	H. 4	富田正清宅脇(建設)	〃
岩(下)	H. 5	佐々木哲男宅脇	〃
岩(下)	H. 5	佐藤民治宅脇	〃
岩・馬場	H. 7	除雪プラセンター前(農林)	〃
岩(中)	H. 13	佐々木武治宅前	〃
岩(上)	H. 14	ますだ機工敷地内	〃
岩(上)	H. 15	柳沢入口道路敷地上	〃
入道	S. 50	高橋札美宅脇	〃
	S. 54	佐々木機械土木前	〃
	S. 57	タカト縫製前	〃
	S. 59	高橋勇治宅脇	〃
	S. 63	青少年山の家前	〃
	H. 4	高橋政年宅前(建設)	〃
	H. 9	高橋重雄宅前	〃
	H. 10	高橋清二宅脇	〃
	H. 11	高橋忠治宅脇	〃
柳沢	H. 8	ホテル・ブラン脇	〃
	H. 9	第1駐車場入口	〃
真戸	S. 63	佐藤民雄宅脇	〃
手倉(西)	S. 51	手倉会館前	〃
(東)	S. 53	本間政行宅前	〃
(東)	S. 54	菅原末三郎宅前	〃
(西)	S. 57	菅原和夫宅前	〃
(西)	S. 59	菅原東二宅脇	〃
(西)	S. 61	菊地洋宅入口	〃
(東)	H. 2	半田義房宅前	〃
(東)	H. 5	柴田勝利宅脇	〃
(東)	H. 8	佐々木幸雄宅前	〃

### 3. 防火貯水槽

集落名	年度	設置場所	容量	集落名	年度	設置場所	容量
手倉(東)	H. 10	菊地文雄宅脇車庫	40	五里台	S. 51	消防ポンプ置場直下	〃
(西)	H. 11	佐々木友三宅脇	〃		S. 61	高橋幸治郎宅向車庫	〃
(西)	H. 12	佐々木一夫宅小屋脇	〃		H. 2	高橋雄太郎宅脇	〃
(東)	H. 14	本間平治宅斜前	〃		H. 11	高橋春松宅前	〃
(東)	H. 15	柴田隆宅脇	〃		H. 12	高橋行男宅前	〃
椿台	S. 53	まるごと自然館前村道脇	〃	谷地	S. 58	高橋祐一宅車庫	〃
	S. 60	バス回転場	〃		H. 5	高橋宜男宅前車庫	〃
	S. 60	鈴木平吉宅前	〃		H. 10	高橋テエコ宅脇	〃
	H. 4	高橋東美宅向	〃	天江	S. 50	電話交換所脇	〃
	H. 6	鈴木健吉宅前	〃		H. 1	天郷の湯前	〃
	H. 9	高橋利一宅前	〃	大柳	S. 52	克雪センター前	〃
間木	S. 56	鈴木真一郎宅脇	〃		H. 8	高橋東之助宅向車庫	〃
	H. 11	鈴木勇一宅前	〃		H. 10	高橋武志宅斜向	〃
重里台	S. 57	鈴木長一宅斜向	〃	草ノ台	H. 7	高橋明宅脇車庫	〃
小五里台	S. 62	高橋助治郎宅前	〃	菅の台	S. 53	消防ポンプ置場脇	-33
				檜山台	S. 53	高橋庄太郎宅前	-33
					S. 53	高橋孝二宅脇	40
				須川	H. 10	須川高原	〃



## 第 13 水防に関する資料

### 資料第13-1 重要水防区域

#### 1. 秋田県重要水防区域一覧

(雄勝支部管内)

水系名	河川 海岸 名	担当水 防管理 団体名	重要水防区域					特に警戒を要する延長			危険 数 (戸) 耕地 (ha)	概 要	
			左右 岸 の別	位 置		評定基準		延 長 (m)	延 長 (m)	予想され る危険概 要			対策 水防 工法
				大 字	字	種 別	基準 区分						
雄物 川	成 瀬 川	東成瀬 村	左右	岩 井 川	真人	堤防高	B	左 750 右 650	— —	河岸溢流 耕地流失	積土 のう	30 30	
雄物 川	大 沢 川	”	”	田 子 内	下田	湧水 断面 堤防高	A	左 350 右 300	— —	河岸溢流 家屋耕地 流失	”	10 12	橋梁 1 取水堰 1

### 資料第13-2 雨量観測所

#### 1. 気象観測機関並びに雨量推移観測場所一覧表

区 分	観測所在地	観測所名	観測者名	電話番号
風向、風速、気温、 湿度、気圧、雨量観測	田子内字仙人下 30-1	湯沢雄勝広域	分署長	47-2189
		消防東成瀬分署		
雨量、降水量、積雪量	田子内字天神林北 25-3	東成瀬観測所	小田原通徳	47-2079
雨量、降水量、積雪量	椿川字天江 52-1	大柳観測所	高橋 安雄	47-5101

## 第 14 危険物等に関する資料

### 資料第14-1 危険物取扱所及び貯蔵所一覧

整理 番号	名 称	貯蔵所の別	品 名	数 量 (ℓ)	倍数 (倍)	保 安 監督者
1	J Aこまち 仙人給油所	給油取扱所	第一石油類(ガソリン) 第4類 第二石油類(軽 油)	6,260 3,840	70.28	J Aこまち 東成瀬支店
		一般取扱所	〃 第二石油類(灯油)	9,600		
2	佐々由商店	給油取扱所	第一石油類(ガソリン) 〃 第二石油類(軽 油) 第三石油類(オイル)	9,699 9,500 1,000	116.3 2	佐々木芳隆
		一般取扱所	〃 第二石油類(灯 油)	9,500		
3	東成瀬村役場	地下タンク貯蔵所	〃 第三石油類(A重油)	8,000	4	村 長
4	給食センター	〃	〃 第二石油類(灯 油)	2,000	4	〃
5	東成瀬中学校	〃	〃 第三石油類(A重油)	8,000	4	〃
6	東成瀬小学校	〃	〃 ( 〃 )	10,000	5	〃
7	岩井川コミュニティセンター	〃	〃 第三石油類(A重油)	5,000	2.5	〃
8	克雪センター	〃	〃 第二石油類(灯 油)	1,500	3	〃

所 有 者	火薬類	事務所所在地	区 分	火薬庫の 種類棟数	火薬庫所在地	所 有 者
成瀬砕石(株)	製造所	東成瀬村田子内 字滝ノ下 76-1	採石	地上1級2	田子内 字滝ノ下 70、71	成瀬砕石(株)

## 第 15 公用負担に関する資料

### 資料第15－1 村長等の応急公用負担

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手續等については次のとおりである。

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根 拠 法 令
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法第 59 条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法第 64 条第 1 項 第 82 条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(「工作物等」)の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法第 64 条第 2 項
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 1 項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 2 項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助	消防法第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する消防対	損害を受けた者からその損失の	消防法 第 29 条第 3 項

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根 拠 法 令
	のために緊急の必要 があるとき	象物及び土地以外の消防 対象物及び土地を使用 し、処分し又はその使用 を制限することができる。	補償の要求があ るときは、時価 により、その損 失を補償するも のとする。	
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必 要があるとき	水防の現場において、必 要な土地を一時使用し、 土石、竹木その他の資材 を使用し、若しくは収用 し、車両その他の運搬用 機器若しくは排水用機器 を使用し、又は工作物そ の他の障害物を処分す ることができる。	時価によりその 損失を補償しな ければならな い。	水防法 第28条

## 第 16 給水・物資調達に関する資料

### 資料第16－1 生活必需物資調達先

調 達 先	所 在 地	電話番号 -182	食 料 品	缶 詰	日 用 品	調 味 料	文 具	鮮 魚	豆 腐 油 揚
デイリー東成瀬店	田子内字大橋場 13-1	47-2180	○	○	○	○	○		
丸五商店	〃 仙人下 30-3	47-2188	○	○		○		○	○
和泉商店	〃 源頭畑 5-4	47-2325	○	○		○		○	○
佐々由商店	岩井川字東村 78-2	47-2312	○	○	○	○	○		
谷養鮮魚店	〃 東村 36-3	47-2341	○	○		○		○	○
佐藤小吉商店	〃 東村 25	47-2162	○	○	○	○			
谷藤商店	〃 野尻 7	47-2675	○	○	○				
菅原商店	椿 川 字菅沼瀬 32	47-2190	○	○	○	○			
本間商店	〃 上林 4	47-2350	○	○	○	○			
大学商店	〃 下段 13-3	47-3005	○	○	○	○	○		

資料第16－2 飲料水の採水施設一覧表

取水施設		責 任 者		現在給水状況			水源
名 称	所 在 地	氏名	住 所	給水 地区	人口	世帯	
滝ノ沢地区簡易水道	田子内字君ヶ沢	村長	田子内字仙人下 30-1	1	392	105	湧水
田子内 〃	〃 武兵森	〃	〃	2	906	212	〃
平 良 〃	〃 二階野	〃	〃	1	326	123	揚水
肴 沢 〃	〃 金山蝸牛	〃	〃	1	175	45	湧水
蛭川地区小規模水道	〃 卷ノ上	〃	〃	2	69	21	〃
岩井川地区簡易水道	岩井川字上野	〃	〃	1	780	201	〃
入 道 〃	〃 沼又	〃	〃	1	217	47	〃
手 倉 〃	椿川字狼沢	〃	〃	1	330	70	〃
椿 台 〃	〃 豊ヶ沢	〃	〃	1	245	56	〃
間 木 〃	〃 掃部畑	〃	〃	2	93	22	〃
五里台 〃	〃 五里台後山	〃	〃	1	119	29	〃
大 柳 〃	〃 白滝	〃	〃	4	310	74	〃

## 資料第16-3 物資に関する様式

様式第1

<h3 style="margin: 0;">応急食糧緊急引渡要請書</h3>				
年 月 日				
殿				
東成瀬村長				
印				
1. 要請の事由				
種 類	数 量	希望出庫倉庫	配給市町村名	備 考
2. 要請数量の算出基礎 3. 要請事項 4. 引取希望月日 5. 引取人および代理人氏名				
印				

様式第2

<h3 style="margin: 0;">応急食糧受領証</h3>							
殿							
1. 受領数量							
年 度	銘 柄	種 類	包 装	量 目	等 級	数 量	備 考
2. 受領場所 上記、正に受領いたしました。							
年 月 日							
トラック番号							
引渡会社名							
引渡し的事实を証する事項							
引取人又は代理人氏名							
印							

様式第3

救 助 物 資 調 達 要 請 書				年	月	日
殿				東成瀬村長災害対策本部長		
1. 要請事由						
2. 要請事項						
品 名	規 格	数 量	備 考			
3. 調達希望月日および受領場所				月	日	午 前
						時 分
4. 調達者および代理人氏名				印		

様式第4

救 助 物 資 受 領 証			
殿			
1. 受領場所			
2. 受領物品名			
品 名	規 格	数 量	備 考
上記、正に受領いたしました。			
トラック番号		代理人氏名	印
		引取人又は	



様式第5

物資給与および受領簿

( 避難所 )

( 班 )

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	人				
災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。 年 月 日 住 所 世帯主(氏名) (班長)							
給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

(注) 受領年月日は、最後に給与された物資の受領年月日とすること。

様式第6

救助物資受払簿

品名		単位呼称			
年月日	摘要	受	払	残	備考
計	県調達分 村調達分				

- (注) 1. 「摘要」欄に調達先または受入先および払出先を記入すること。  
 2. 最終欄に県よりの受入分および町調達分別に受・払・残の計およびそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

## 第17 防疫及び清掃に関する資料

### 資料第17-1 医薬品、衛生材料、防疫器材及び薬剤調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
東成瀬調剤薬局	東成瀬村田子内字仙人下 24-7	0182-47-2105	
千秋薬品(株)横手支店	横手市杉沢字鶴谷地 259	0182-32-6313	
(株)小田島横手営業所	// 婦気大堤字平林 1-26	0182-33-5331	
(株)アスカム横手営業所	// 横手町字大関越 91-5	0182-33-9290	
(株)バイタルネット横手支店	// 卸町 9-8	0182-32-8822	
(株)恒和薬品横手営業所	// 横手町字大関越 91-1	0182-33-7161	

### 資料第17-2 し尿処理場

名称	所在地	電話番号	処理能力
湯沢雄勝広域市町村圏 組合清掃センター	湯沢市関口字川前 37	(0183)73-3740	k□/日

### 資料第17-3 ごみ処理場

名称	所在地	電話番号	処理能力
湯沢雄勝広域市町村圏 クリーンセンター	稲川町八面字狼ヶ沢 18-4	(0183)42-4422	t /日
貝沢ごみ処理施設	羽後町沢字清水川 30	(0183)62-5238	t /日

### 資料第17-4 し尿処理、ごみ処理業者

名称	所在地	電話番号	所有車両
(株)平鹿清掃興業	十文字町腕越字石倉 37	42-0575	台
成瀬清掃	東成瀬村椿川字下段 14-9	47-3020	台

### 資料第17-5 家畜保健衛生所

名称	所在地	電話番号	備考
南部家畜保健衛生所	大曲市富士見 6-55	(0187)62-5354	

## 第 18 遺体の捜索・処理に関する資料

### 資料第18-1 斎 場

斎 場 名	所 在 地	電話番号	備 考
湯沢雄勝広域市町村圏 組合火葬場	湯沢市沼樋 129	(0183)73-3797	

## 第 19 労務供給に関する資料

### 資料第19-1 東成瀬村指定給水装置工事事業者

	名 称	氏 名	住 所	電話番号	指定年月日	備 考
1	佐藤施設工業(株)	佐藤和博	雄物川町今宿字出向 196	0182-22-3133	H10. 4. 14	指令東住-38- 1
2	(株)東北カッター施設	高橋勝雄	湯沢市関口字大久保 186	0183-73-7151	H10. 4. 24	指令東住-38- 2
3	中央設備工業	高橋甚三郎	稲川町大館字下山王 53-4	0183-42-2391	H10. 6. 9	指令東住-38- 4
4	(株)佐藤総合設備	佐藤秀敏	湯沢市清水町 6-1-32	0183-72-5141	H10. 6. 15	指令東住-38- 5
5	笹山ボイラー	笹山 誼	十文字町腕越字山道端 1	0182-42-0389	H10. 6. 26	指令東住-38- 6
6	(株)岡田水道施設	岡田 一	湯沢市前森 4-2-36	0183-73-2810	H10. 8. 10	指令東住-38- 7
7	(株)ますだ機工	大野 博	横手市南町 26-1	0182-33-2245	H10. 9. 25	指令東住-38- 8
8	岩野設備工業(株)	岩野章三	湯沢市関口字新山田 22-2	0183-73-7138	H11. 3. 15	指令東住-38- 9
9	高橋設備	高橋俊一	平鹿町醍醐字松館 15-4	0182-25-3240	H11. 11. 4	指令東住 1733-1
10	阿部総合設備	阿部良一	羽後町床舞字中村 56-1	0183-62-5130	H12. 6. 26	指令東住-203-1
11	荒川施設工業(株)	荒川誠治	横手市赤坂字荒沼 72-2	0182-32-3974	H12. 8. 11	指令東建-203-2
12	(有)藤原建材店	藤原秀明	増田町湯野沢字大道添 12-4	0182-45-5002	H12. 9. 18	指令東建-203-3
13	(株)いいつか	飯塚征夫	十文字町仁井田字八萩 73-1	0182-42-1455	H13. 3. 14	指令東建-203-4
14	阿部水道施設	阿部政悦	湯沢市字中野 56-2	0183-73-6778	H13. 3. 21	指令東建-203-5
15	佐藤タイル設備	佐藤洋三	増田町増田字中町 119-1	0182-45-4683	H13. 4. 12	指令東建-36- 1
16	(株)ワタナベ水道	越後宏司	湯沢市若葉町 10-23	0183-73-3061	H13. 5. 23	指令東建-36- 2
17	(有)土井建築設計	土井光英	十文字町鼎字上野村 69-2	0182-42-3575	H13. 6. 26	指令東建-36- 3
18	布袋水明社	中山英樹	雄勝町桑ヶ崎字上手 118-5	0183-52-5083	H13. 8. 6	指令東建-36- 4
19	遠藤設備	遠藤浩美	横手市平鹿町浅舞字道川 152-2	0182-24-2550	H13. 9. 14	指令東建 36-5
20	(株)渡辺小一郎商店	渡辺雄平	湯沢市千石町 2-1-13	0183-73-2545	H14. 2. 21	指令東建 36-6
21	(株)鈴木建設工業	鈴木国男	雄勝郡東成瀬村椿川字下段 14-9	0182-47-3020	H14. 2. 28	指令東建 36-7
22	(株)渡部設備	渡部鉄廣	大仙市四ッ屋字川口 98	0187-66-2510	H14. 5. 15	指令東建 154-1
23	柿崎水道	柿崎富夫	横手市平鹿町醍醐字松館 15-5	0182-25-3242	H14. 6. 10	指令東建 154-2

	名 称	氏 名	住 所	電話番号	指定年月日	備 考
24	アサヒ電気	長谷川盈男	横手市増田町増田 字本町 17	0182-45-2537	H14. 7. 10	指令東建 154-3
25	三共産業(株) 湯沢支店	田中充	湯沢市字両神 123- 4	0183-73-6762	H14. 9. 9	指令東建 154-4
26	フジ機設	藤田恒雄	横手市雄物川町会 塚字石塚 120	0182-22-2985	H14. 11. 6	指令東建 154-5
27	高梨鉄工所	高階富雄	大仙市高梨字水里 108	0187-62-3044	H15. 2. 10	指令東建 154-6
28	(有)沼沢水道 施設工業	沼沢強	湯沢市駒形町字八 面 17-1	0183-42-2373	H15. 3. 28	指令東建 154-7
29	(有)小松商店	小松啓吉	横手市平和町 6-12	0182-32-0751	H15. 5. 23	指令東建 177-1
30	横手水道工業(株)	栗林徹	横手市平城町 6-20	0182-32-1910	H15. 6. 30	指令東建 177-2
31	(有)さくら住宅設備	阿部圭子	横手市十文字町梨 木羽場字村頭海道 下 3-7	0182-42-4333	H16. 10. 15	指令東建 84-2
32	貴依電気 設備工業(株)	貴依順吉	横手市雄物川町造 山字造山 143-16	0182-22-3365	H17. 3. 28	指令東建 84-3
33	羽後設備(株)	佐藤裕之	秋田市泉中央二丁 目 2 番 29 号	018-863-0202	H17. 4. 20	指令東建 77-1
34	(有)伊藤工業	伊藤清樹	横手市十文字町梨 木羽場字家東 121- 5	0182-42-2418	H17. 5. 18	指令東建 77-3
35	千葉設備工業	千葉貴志	湯沢市駒形町字大 門掬 45 番地	0183-42-3218	H17. 5. 26	指令東建 77-4
36	(株)カミオ	谷藤健二	秋田市将軍野南三 丁目 9 番 4 号	018-845-0043	H17. 6. 24	指令東建 77-5
37	(有)佐藤設備工業	佐藤征一	大仙市藤木字東八 圭 96-2	0187-65-2533	H18. 4. 21	指令東建 89-1
38	山二施設工業(株) 横手支店	齋藤政志	横手市梅の木町 15 番 5 号	0182-32-1119	H19. 7. 12	指令東産建 843-1
39	(有)高橋土木	高橋忠治	雄勝郡東成瀬村岩 井川字村中 51-1	0182-47-2017	H20. 4. 2	指令東産建 6-1
40	谷藤設備	谷藤広幸	雄勝郡東成瀬村岩 井川字川通 6-1	0182-47-3008	H20. 4. 15	指令東産建 132-1
41	株式会社水工社	山内隆一	湯沢市西愛宕町 11-18	0183-72-1193	H20. 5. 16	指令東産建 420-1
42	株式会社アクサム	武野智	大仙市大曲須和町 2 丁目 6-7	0187-62-1081	H20. 5. 23	指令東産健 482-1
43	株式会社沼倉組	樋渡秀夫	湯沢市秋ノ宮字小 淵ヶ沢 9	0183-55-2019	H20. 7. 8	指令東産健 891-1
44	木村設備	木村浩人	大仙市長野字小豆 田 77-3	0187-56-2684	H21. 1. 15	指令東産建 2246-1
45	平鹿設備工業 株式会社	佐藤俊雄	横手市平鹿町上吉 田字車長根 22-1	0182-24-1561	H21. 3. 4	指令東産建 2591-1
46	吉田設備	吉田茂	雄勝郡東成瀬村田 子内字田子内 184	0182-47-2617	H24. 3. 29	指令東農建 1908-1
47	(有)細谷設備	細谷善之	横手市平鹿町浅舞 字覚町後 169-3	0182-24-0159	H24. 5. 23	指令東農建 432-1
48	総合施設株式会社 本荘支店	奥山重弥	由利本荘市大鋸町 228-2	0184-24-2321	H24. 6. 25	指令東農建 674-1
49	田代水道工業株式 会社	田代克美	横手市山内土淵字 小田 41-1	0182-53-2333	H24. 8. 6	指令東農建 913-1

	名 称	氏 名	住 所	電話番号	指定年月日	備 考
50	株式会社テクノワ ン	佐々木久	大仙市土川字小杉 山 6	0187-75-1408	H24. 8. 21	指 令 東 農 建 972-1
51	辻島設備	辻島一文	仙北郡美郷町野中 字押切 89-2	0187-84-3880	H25. 4. 25	指令東建 64-1
52	赤平設備工業有限 会社	赤平公男	湯沢市酒蒔字中野 102	0183-79-2880	H25. 9. 30	指令東建 416-1

資料第19-2 車両、建設機械等の調達先一覧表

調達先 (業者名)	住所	電話番号	大型 ダンプ	中型 ダンプ	トレーラー トラック	大型 トラック	中型 トラック	バックホー	ブルドー ザー	除雪車 (ドーザ ー) (ロータリー)
大橋建設(株)	田子内字 田子内 6	47-2196		2(4t) 1(2t)	ユニット1 (4t、2.9t 吊)			2(0.7%) 2(0.45%) 1(フレーカー)	1(D2)	ロータリー 1(1.2%)
(株)鈴木建設工 業	岩井川字 川通 12-1	47-3020	11台	1(4t) 1(2t)	1(15t) 1(10t)			2(0.7%) 4(0.4%) 1(0.2%)	1(D50P) 1(D31P)	ドーザー 2(9t) ロータリー 1(250P)
(株)佐々木 機械土木	岩井川字 野頭 42- 60	47-2377		2(4t) 1(2t)	1(11t) 1(4t)			1(18t) 1(12t) 1(4t)	1(13t) 1(4t)	ドーザー 1(9t) 1(7t)
(有)成瀬産業	岩井川字 東村 162	47-3344	1台	2(4t) 2(2t)	1(10t) 1(4t)			1(ミ) 5(0.45%) 2(0.2%)	1(D50P) 2(D20P)	ロータリー 1(1.2%)
備前建設	岩井川字 城下 106	47-2650		1(2t)				2(0.45%)		ロータリー 1(4t)
(有)高橋土木	岩井川字 野頭 30	47-2017		1(4t)				1(12t) 1(4t)		1(10t) 1(4t)
(有)佐々木工業	樺川字 久保 21	47-3288		1(2t)				1(0.4%) 1(0.03%)	2(D30P)	ドーザー 1(WA200)

## 第20 激甚災害指定に関する資料

### 資料第20—1 激甚災害指定基準

	昭和37年12月7日
	中央防災会議決定
最近改正	昭和40年2月17日
	昭和47年8月11日
	昭和56年4月10日
	昭和56年10月14日
	昭和57年9月10日
	昭和58年7月9日
	平成12年3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号以下「法」という。）第2号の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%相当額をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上あること。

(2) 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%をこえる都道府県が1以上あること。

2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地



等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が1以上あるもの

- 3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%をこえる災害により法第8条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。
- 4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
  - A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害
  - B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を越える都道府県が1以上あるもの
- 5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
  - A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害
  - B 当該災害に係る林業被害の見込み額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額60%を超える都道府県又は林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの
- 6 法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
  - A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%をこえる災害
  - B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%をこえる災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%をこえる都道府県が1以上あるもの。

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は、法第 2 章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第 22 条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし、火災における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 200 戸以上又は、その区域内の住宅戸数の 1 割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 400 戸以上又は、その区域内の住宅戸数の 2 割以上である災害

9 法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第 2 章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第 5 条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

(注) 昭和 40 年 2 月 17 日改正の指定基準は、昭和 39 年 9 月の台風 20 号による災害以後の災害に適用。昭和 47 年 8 月 11 日改正の指定基準は、昭和 47 年 6 月 6 日以後に発生した災害について適用。

昭和 56 年 4 月 10 日改正の指定基準は、昭和 55 年 12 月 1 日以後に発生した災害について適用。

昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年 8 月 21 日以後に発生した災害について適用。

昭和 57 年 9 月 10 日改正の指定基準は、昭和 57 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

昭和 58 年 7 月 9 日改正の指定基準は、昭和 58 年 5 月 26 日以後に発生した災害について適用。

平成 12 年 3 月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

## 資料第20—2 局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日

中央防災会議決定

改正 昭和46年10月11日

昭和56年10月14日

昭和58年6月11日

平成12年3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項第1号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条、第13条及び第15条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

- (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%をこえる市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
- (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%をこえる市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を越え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを越える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を越える市町村が1以上ある災

害。

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を越える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。

昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。

昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。

平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

## 第21 過去における災害に関する資料

### 資料第21-1 災害の発生状況調

災害の発生 年 月 日	災害の種類	災害の内容
昭和45年10月16日	東成瀬地震 (秋田県南東部地震)	住宅250戸破壊 (全壊8戸、半壊65戸、一部破損140戸) 岩井川、肴沢地区は震度5 マグニチュード6.5 岩井川地区村道の路肩が10ヶ所 400mに渡って崩れた
昭和48年11月 ～49年2月	「48豪雪」	桧山台集落の孤立、田子内、下田では伊達堰の洪水
昭和54年8月4日 ～5日	豪雨	雨量137mm、全村的に被害 増水、落橋、床上浸水、国道浸水、通行止め、田畑に土砂流入
令和2年12月 ～3年2月	豪雪	一日最高降雪 63cm 災害救助法適用、自衛隊の派遣受入



# 東成瀬村地域防災計画

—資料編—

令和5年3月  
東成瀬村防災会議

発行：東成瀬村  
編集：東成瀬村 民生課

〒019-0801

秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1

TEL：(0182)47-3401, FAX：(0182)47-3260